

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1	健康づくりの推進				施策主管課	健康増進課	総合計画 記載頁	83
1 施策の位置付け						関連する SDGs目標	2 健康を 増進せよ 3 質の高い医療を 提供せよ 11 安全な都市や地域を 築け 13 気候変動に 適応せよ 17 パートナーシップで 目標を達成しよう		
政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	4	誰もが心身ともに健康に生活できる社会の実現				
政策目標	市民の誰もが心身の健康づくりに関心を持ち、自ら健康づくりに取り組みやすい環境と仕組みが整えられています。 新興感染症等の発生に迅速かつ適切に対応できる体制や、誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる体制が整えられ、市民が充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。								

2 施策の取組状況

施策の方向性	地域や学校、企業・団体など、市民の健康に関わる多様な主体の有機的な連携により、市民一人ひとりが日常生活の中で、自ら健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。
--------	---

		指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価			指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価	
① 施策指標	産出指標	健康ポイント事業参加者数(人)	目標値	49,000	57,000	65,000	73,000	82,000	B	② 市民満足度の推移 施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計) 基準値(R4) 12.2% 33.6% 45.8% 15.4% 4.6% 21.4% R5 13.4% 42.8% 56.2% 9.2% 3.2% 25.7% R6 15.6% 46.1% 61.7% 7.8% 2.1% 23.7% R7 R8 R9 (%) 調査結果 基準値-5pt 基準値+5pt 45.8 56.2 61.7 R4 R5 R6 R7 R8 R9									A		
		基準値(R3)	33,719	実績値	46,282	51,990															
		目標値(R9)	82,000	単年度の達成度	94.5%	91.2%															
					目標値																
					基準値(R3)	実績値															
					目標値(R9)	単年度の達成度															
					目標値																
					基準値(R3)	実績値															
					目標値(R9)	単年度の達成度															
											③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照										B
成果指標	日常生活における歩数(歩) (20～64歳男性)	目標値	7,400	7,800	8,200	8,600	9,000	B	【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9					
		基準値(R3)	6,562	実績値	7,100	7,292				中核市平均	270.7	250.7			評価の 組合せ						
		目標値(R9)	9,000	単年度の達成度	95.9%	93.5%				本市実績	264.6	255.0									
				目標値	6,100	6,700	7,300	7,900		8,500	B	※ 評価の 考え方	悪性新生物年齢調整死亡率(人口10万人あたり)			本市順位	19位/62市中	39位/62市中			指標
		基準値(R3)	4,686	実績値	4,961	5,538											産出 指標	B			
		目標値(R9)	8,500	単年度の達成度	81.3%	82.7%													成果 指標	B	
					目標値											市民 満足					A
		基準値(R3)		実績値											構成 事業		B				
		目標値(R9)		単年度の達成度																	
			目標値																		
		基準値(R3)		実績値																	
		目標値(R9)		単年度の達成度																	

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 遞増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値／目標値) × 100 (%)
★ 遞減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値／実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)										総合評価	
施策を取り 巻く環境等	・国においては、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、健康に関心の薄い者など幅広い世代に対する「自然に健康になれる環境づくり」をはじめ、性差に着目した「女性の健康づくり」、PHRなどICTを活用する取組を推進する「個人の健康情報の見える化・利活用」など新たな視点を踏まえた健康日本21(第三次)計画を策定し、令和6年度から取組を開始している。 ・人口減少や少子・超高齢化社会への人口構造の変化が進行していく中、より一層健康寿命の延伸が重要となるため、市民一人ひとりが、家庭はもとより地域や職場においても、生活習慣の改善や食環境づくりなど、自らの健康の保持・増進に向けて主体的に取組めるよう支援が求められている。 ・自殺対策基本法において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、地域レベルの実践的な取組を推進するよう、すべての自治体に計画的な自殺対策が求められている。									85点	
施策指標	・健康ポイント事業参加者数については、目標値には到達していないものの、広報紙やタウン情報誌への記事掲載など様々な媒体を活用した周知、イベント来場に対するポイント付与に加え、令和6年度は新たにPR動画を作成しGoogle広告・Meta広告、市のSNSやデジタルサイネージ等を活用した広告を開始したことなどにより、増加につながった。 ・日常生活における歩数については、目標値には到達していないものの、連携協定を締結している民間事業者と連携したキャンペーンや健康ポイントアプリにおける地区ごとのウォークラリーの開催など歩きくなる仕掛けづくり、健康教育や健康相談、地域・職域連携推進事業など様々な機会を活用して運動習慣の重要性を周知したことなどにより、増加につながった。			市民満足度	・市民の心身の健康維持に対する関心が高まる中、市においても、オンライン等による講座等の開催や、健康ポイント事業などを通して日常生活における運動促進の取組や職場における健康づくり促進のための取組を進めたほか、ニーズの高い健診日程や商業施設を会場とした健診回数の増加など健診を受けやすい環境整備や各種関係機関・団体と連携した相談窓口の周知等、自殺予防・こころの健康づくりに関する普及啓発などに取り組んだことにより、満足度の上昇につながっているものと考えられる。					概ね順調	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	健康増進普及啓発・糖尿病対策事業	戦略事業	生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育 (各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	計画どおり	2,394	S29		【①昨年度の評価(成果や課題)】:新たな日常に対応した健康づくりの推進】 ・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、講座の内容や対象者に応じて、対面方式や健康増進課公式YouTubeチャンネルにおける動画配信を実施し、参加しやすい手法によって多くの市民に参加してもらうことができた。「地区における健康教育」では保健福祉総務課と連携し、地域別データにより課題となったテーマや重点課題である糖尿病予防に関する内容を盛り込みながら、地域の実情に応じて効果的に健康づくりの推進を図ることができた。また、糖尿病予防啓発イベントは関係機関と連携しながら実施し、健康クイズラリーを盛り込み、興味を引く仕掛けをつくるなど実施内容を工夫したことで、糖尿病の関心の有無に関わらず多くの市民に普及啓発を図ることができた。なお、働く世代においては、肥満や、野菜摂取回数、減塩の取組など課題が多いことから、今後も、生活習慣の改善や健康づくりのために正しい知識の普及啓発及び行動変容につなげるための支援が必要である。 【②今後の取組方針】:関係団体との連携・協力による普及啓発の推進】 ・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、適正体重の維持をはじめ、野菜摂取の促進や減塩の対策など、特に課題の多い青壮年期へ効果的に普及啓発できるよう、引き続き、関係団体と連携するとともに、新たに健康普及啓発動画を作成し、SNS等を通じて効果的に周知していく。
2	健康ポイント事業	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の健康づくり活動の促進	市民	・事業の広報活動 ・ポイント交換 ・協賛企業の確保	計画どおり	81,089	H30	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題)】:参加者数の増加】 ・事業への参加者数については、広報紙やタウン情報誌への記事掲載や、協賛物品の品目拡充に引き続き取り組み、また令和6年度は新たにPR動画を作成しGoogle広告・Meta広告、市のSNSやデジタルサイネージ等を活用した広告を開始したことなどにより、前年度から5,708人増加した。 ・平均歩数の増加や若い世代の運動の習慣化を促進するため、今後は、参加者や歩数の増加に向けて、魅力を感じられるコンテンツの充実など歩きたくなる仕掛けづくりが必要である。 ・性差や年齢、環境の違いなど様々な状況にある個人の健康づくりに対して、きめ細かな支援を行うため、活動データと健診データを紐づけたより精度の高い分析ができるマイナポータルと連携した新たなヘルスケアアプリの導入を検討する必要がある。 【②今後の取組方針】:若い世代の参加促進と歩きたくなる仕掛けづくり】 ・参加者の歩数増加に向けて、QRコード読取機能を活用したポイント付与対象イベントの拡充を図るほか、民間事業者と連携したキャンペーンの検討、各地区におけるウォークラリーの開催など歩きたくなる仕掛けづくりに取り組んでいく。 ・若い世代の参加促進を図るため、引き続き、SNSなど若年層への周知に効果的な媒体を活用した広報に取り組むとともに、タウン情報誌の運営会社等と連携した協賛企業へ協力の呼びかけを行い、魅力ある協賛品目を確保していく。また、各種健診の受診率の向上を図るため、令和7年度より、健診種別毎にポイントを付与する仕組みに変更し、健康ポイント事業の充実を図っていく。 ・新たなヘルスケアアプリについては、全庁的なポイント事業一元化のスケジュールと整合を図り、仕様を検討していく。
3	地域・職域連携推進事業	戦略事業	地域・職域における健康づくり活動の充実	・市内事業者 ・市民	・地域・職域連携による事業所に対する健康づくりの普及啓発 ・健康づくり事業者表彰	計画どおり	277	H20	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題)】:職場で健康づくりに取り組むための機運醸成】 ・令和6年度においては、新たに「職場における健康づくり応援サイト」において、女性特有の健康課題や婦人がん検診・相談窓口など女性の健康づくりに関する情報を集約したページを追加した情報発信や健康づくり事業者表彰受賞者の取組内容を広く市民に周知するなど、事業所における主体的な取組を支援した。さらに、地域・職域連携推進協議会と連携し、栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や職域において興味関心の高い内容をテーマに取り上げた健康づくり講演会を実施し、出前講座の参加者数や講演会の動画視聴回数は前年度を大きく上回るなど、職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る必要がある。 ・「メンタルヘルス」に取り組んでいる事業所は1割程度であり、「取り組んでいないが、必要性を感じている」事業所は約4割であることから、事業主の意識改革や従業員の健康意識の向上・健康の保持増進のため、事業所における「休養・こころの健康づくり」に関する取組を推進していく必要がある。 ・健康づくり事業者表彰については、「女性の健康づくり」の観点を踏まえた表彰基準の見直しの検討を行うとともに、幅広い業種において応募意欲が高まるよう引き続き、表彰事業の更なる周知が必要である。 ・健康うつのみやプランの策定に併せ、働く世代の健康に係る課題や課題解決に向けた重点事項の導出した結果、これまで以上に女性が活躍できる社会の実現に向けて、働く女性の健康づくりの充実に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針】:健康づくりに取り組む事業所の拡大】 ・職域における健康づくり活動の充実については、引き続き、「職場における健康づくり応援サイト」を活用しながら、事業所に情報を発信するとともに、より一層、地域保健と職域保健の連携を図りながら、働く世代の健康課題を踏まえ、業種や規模、働き方など実態に合わせた健康づくりの支援を行っていく。また、女性活躍推進の基盤となる健康づくりを推進するため、庁内関係課と連携しながら事業所における女性特有の健康課題に対する理解促進などに取り組んでいく。 ・更には、健康経営をサポートするサービスを展開する民間事業者との共創(東京オフィスのネットワークを活用)により、事業主向けのセミナーを新たに開催するほか、ゲートキーパー研修会や事業所向けこころの健康づくり研修会の実施など、主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図っていく。 ・健康づくり事業者表彰において、過去受賞者への影響を考慮しつつ、「女性の健康づくり」の観点を踏まえ、基準の見直しを検討していく。

	4	がん検診 (細事業「個別受診勧奨事業」「乳がん検診(超音波検査)」を含む)		がんの早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは30歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性が対象	がん検診の実施	計画どおり	1,067,230	S38	【①昨年度の評価(成果や課題):がんの早期発見・早期治療】 ・がん検診について、令和6年度は、市内個別医療機関での各種がん検診の実施や、集団健診において総合健診や早期健診などの受診者ニーズを踏まえた健診の実施と定員数の拡充等に取り組み、各種がん検診の受診機会を確保したことにより、がん検診全体の受診者数は、令和5年度とほぼ同程度で推移し、受診者のがんの早期発見・早期治療が図られた。その一方で、精検受診率については、大腸がん検診が70%を下回っている状況にあることから、精検受診率の向上に取り組む必要がある。 ・更には、他のがん検診と比較して受診率が低い婦人がん検診(乳がん・子宮がん検診)については、商業施設を活用した検診を拡充して実施することで、これまで未受診であった市民や若い世代の受診につながったことから、更なる受診率向上に向け、商業施設等を活用した検診の実施に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:対象者ニーズに応じた健診体制・精度管理の充実】 ・更なる受診率の向上に向け、引き続き、様々な媒体を通じた検診の重要性等の周知啓発や受診しやすい環境の整備、受診勧奨などに取り組むとともに、婦人がん検診の受診率向上に向け、子育て世代や働く世代などの受診のきっかけとなるよう、新たな商業施設等を会場とした検診を実施するなど、受診機会の拡充に努めていく。 ・子宮がん検診については、令和7年度から新たに30・35歳の女性に対して、HPV検査を上乗せして実施するため、より多くの方が受診に結びつくよう、効果的な受診勧奨や周知啓発に努めていく。 ・大腸がん検診の早期発見・早期治療を図るため、精検受診率の向上に向けた、個別受診勧奨の実施のほか、大腸がん検診の精度管理に関する検討委員会の設置に向けて取り組んでいく。
	5	自殺予防・心の健康づくり対策事業	戦略事業	総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	・宇都宮市自殺対策ネットワーク会議・宇都宮市自殺対策庁内連絡会議の開催 ・健康教育(ゲートキーパー研修会、こころの健康づくり研修会、こころの健康講座等) ・普及啓発 ・健康相談等	計画どおり	2,598	H19	【①昨年度の評価(成果や課題):総合的な自殺対策の推進】 ・令和6年度に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」とし社会全体が一丸となって自殺対策に取り組むため第2次自殺対策計画を策定した。 ・自殺対策計画に基づき、各種相談窓口一覧クリアファイルを市内の関係機関や医療機関に配布した他、市内の高校生や専門学校・大学生に対して相談先が明記された啓発物を配布した。 ・社会全体のつながりの希薄化・孤独・孤立の問題に対し、若年層に向けたブッシュ型の相談窓口の周知啓発や50歳男性へのメンタルヘルス情報紙の配布等に取り組んでいる。自殺者数については、50代の働く世代が高いことから、引き続き相談窓口の周知啓発に着実に取り組む必要がある。また、令和6年度に策定した第2次自殺対策計画をもとに、自殺者が若者や女性に増加傾向にあることから、若者や女性の多い職場に対し、こころの健康づくりを推進していく必要がある。 ・自傷行為等が年々若年化している状況にあり、若年層へのこころの健康づくり対策が一層重要である。また、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあることから、長期休業前や長期休業明け等時期を捉え、関係機関と連携し、引き続き若年層に届く方法で周知啓発に取り組み、自殺の危険性の高い人を早期発見する環境づくりをする必要がある。 【②今後の取組方針:若年層や働く世代をターゲットとした自殺対策の推進】 ・令和6年度に策定した第2次自殺対策計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」とし社会全体が一丸となって自殺対策に取り組む。 ・自殺予防・こころの健康づくりの更なる推進のために、特に自殺者数が増加している若年層や自殺者数の多い20代から50代の働く世代の自殺予防対策として、相談窓口についての周知や、「大学・専門学校教職員向け」や「小・中・高等学校教職員向け」、「地域支援者向け」や「薬剤師向け」等を対象に、研修会を開催しゲートキーパーの育成を行う。また、働く世代(若者や女性の多い職場も含)を対象に地域職域連携推進協議会と連携し、「事業所向けこころの健康づくり研修会」等の開催や、各種マニュアルの改訂等、総合的な自殺予防対策を推進する。 ・自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急医療機関に搬送された自殺未遂者について退院後も適切に介入する体制の構築を推進し、関係機関との連携体制の整備・充実を図る。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
・市民の主体的な健康づくりの取組の促進 健康寿命の延伸に向けて、令和6年度に策定した「健康うつのみやプラン」に基づき、人生の各世代や性差における課題に応じた取組を行う必要がある。また、運動の習慣づけや食生活の改善など市民一人ひとりの望ましい生活習慣の更なる定着・促進を図るため、市民が生活習慣病に関する正しい情報や知識を手軽に入手し行動変容につなげられるよう、動画配信やSNS、各種講座の開催など様々な機会や媒体を活用しながら情報提供のさらなる充実を図るとともに、市民の健康関心度の程度に関わらず、生活の中で自然に健康づくりに取り組むことができる社会環境の整備を促進していく必要がある。 ・職場で健康づくりに取り組むための機運の醸成 働く世代において、依然として肥満やメンタルヘルスなどが健康課題であることから、職場で健康づくりに取り組むための機運の醸成や職場における組織的かつ継続的な健康づくりの更なる促進を図るため、事業主等に対し従業員の健康づくりの必要性について普及啓発するとともに、職場で実践しやすい健康づくりの取組等について効果的に周知する必要がある。特に、女性活躍推進の基盤となる健康づくりを推進するため、庁内関係課と連携しながら女性特有の健康課題への対応や理解促進などに取り組んでいく必要がある。 ・生活習慣病等の早期発見・重症化予防に向けた健診受診率の向上 がん検診や特定健康診査の受診率は、前年度とほぼ同水準で推移していることから、生活習慣病の早期発見・重症化予防に向け、各種健診の更なる受診率向上に向けた受診しやすい環境整備や健診結果を踏まえた保健指導の更なる充実に取り組む必要がある。 また、30代で進行した歯周病がある人の割合が全国と比較しやすい状態にあることから、生涯を通じた口腔機能の維持・向上に向け、歯科健診受診率の向上対策に取り組むとともに、がん検診・歯科健診・骨粗しょう症検診の要精密検査対象者を確実に医療機関に繋げ、疾病の早期発見・重症化予防を図るため、精密検査受診率向上対策に取り組む必要がある。 ・自殺対策・こころの健康づくりの推進 自殺者数・自殺死亡率は、国・県内他市町と比較しても低い水準にあるが、自殺者の多くは20代から50代の働く世代であり、依然として自殺に追い込まれている市民がいることから、更なる自殺者の減少に向けた取り組みが必要である。	・市民の着実な行動変容に向けた普及啓発と健康づくりに取り組みやすい環境整備の推進 市民が日常生活の中で主体的に健康づくりに取り組めるよう、「健康うつのみやプラン」に基づき、引き続き、各種出前講座や講演会、健康・栄養相談などを実施するほか、オンラインによる健康講座の開催や動画配信を行うとともに、より若い世代から将来を見据えた健康づくり「ライフコースアプローチ」の推進を図りながら、市民の生活習慣の改善に向けた行動変容につなげるよう支援する。また、「健康ポイント事業」を推進し、幅広い世代に対し、楽しみながら歩く意識の醸成を図り運動を習慣づけるとともに、市民の健康関心度の程度に関わらず、減塩や野菜増しなど健康に配慮された食品を選択することができるよう、食品製造業者やスーパーマーケット等との連携により、「自然に健康になれる食環境づくり」に取り組む。 ・職場における健康づくりの取組の実践 職場における働く世代の健康づくりを促進するため、地域・職域連携推進協議会と連携し、栄養士・保健師等の専門職を事業所に派遣する出前講座や「働く人の健康づくり講演会」の開催などに取り組むほか、働く世代に加え、プレコンセプションケア等を踏まえた女性に関する健康情報を「職場における健康づくり応援サイト」に掲載するとともに、関係団体の会報誌など様々な媒体を活用しながら、これまでに実施したモデル事業所支援の取組事例や健康づくり事業者表彰の好事例を広く周知するほか、特に積極的に「女性の健康づくり」に取り組む事業者を表彰することで、市内の幅広い事業所における健康づくりの取組に波及させる。更には、女性特有の健康課題の解決に向けて、30歳・35歳女性に対し、HPV検査を実施していく。 ・がん検診や特定健康診査等の受診率向上対策の強化 がん検診や特定健康診査等の受診率向上に向け、受診者ニーズを踏まえた総合健診や早期健診等に加え、特に子育て世代の女性に好評な商業施設を活用した婦人がん検診の拡充に取り組み、受診しやすい環境の整備を促進するほか、引き続き、AIやSMSなどICTを活用した個別受診勧奨に取り組む。更には、特定保健指導の実施率向上に向け、健診結果から生活習慣等の見直しが必要な方に対し、保健指導の内容やメリット等を盛り込んだ利用勧奨を行うほか、令和6年度に試験的に実施したLINEやアプリを活用した特定保健指導の効果分析や、一部の集団健診会場で実施する健診日当日の特定保健指導の初回面接の拡大について検討するなど、利用しやすい環境整備に取り組む。また、歯科健診の受診率向上に向け、「節目年齢のワンコイン歯科健診」の実施や、歯科医療機関に定期的に受診している方へ市が作成したリーフレットを配付するとともに、「かかりつけ歯科医」からの声掛けによる受診勧奨など、引き続き歯科医師会等と連携しながら、歯科健診を実施していく。 さらに、がん検診・歯科健診・骨粗しょう症検診の要精密検査対象者を確実に医療機関に繋げ、疾病の早期発見・重症化予防を図るため、精密検査未受診者に対し、個別受診勧奨を実施するとともに、より精度の高い検診体制の確保等に努めていく。 ・自殺対策・こころの健康づくり事業の推進 令和6年度に策定した「第2次自殺対策計画」に基づく自殺予防・こころの健康づくりの更なる推進のために、自殺の増加傾向にある20代から50代の働く世代の自殺予防対策として、相談窓口についての周知や、大学・専門学校教職員や地域支援者、薬剤師等を対象に、「ゲートキーパー研修会」を開催し、ゲートキーパーの拡大を図る。また、地域・職域連携推進協議会と連携した「事業所向けこころの健康づくり研修会」等の開催や、各種マニュアルの改訂等、総合的な自殺予防対策を推進する。 自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急医療機関に搬送された自殺未遂者について退院後も適切に介入する体制の構築を推進し、関係機関との連携体制の整備・充実を図る。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2	感染症対策の推進				施策主管課	保健予防課	総合計画 記載頁	83
1 施策の位置付け									
政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	4	誰もが心身ともに健康に生活できる社会の実現		関連する SDGs目標	 	
政策目標	市民の誰もが心身の健康づくりに関心を持ち、自ら健康づくりに取り組みやすい環境と仕組みが整えられています。 新興感染症等の発生に迅速かつ適切に対応できる体制や、誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる体制が整えられ、市民が充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。								

2 施策の取組状況

施策の方向性	平時から、国や県、医療機関などの関係機関と連携協力し、感染症の発生、まん延防止対策を進めるとともに、新たな感染症の発生にも迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

① 施策指標	指標名(単位)			R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価	
	産出指標	麻しん風しんワクチンの接種率	目標値	1期:95%以上 2期:95%以上	1期:95%以上 2期:95%以上	1期:95%以上 2期:95%以上	1期:95%以上 2期:95%以上	1期:95%以上 2期:95%以上	B		施策の満足度(%) ('満足'と'やや満足'の合計)		基準値 (R4)	20.4%	33.0%	53.4%	13.4%	8.6%	12.2%	A
		基準値 (R3)	1期:95.9% 2期:92.6%	実績値	1期:96.6% 2期:87.9%	1期:93.5% 2期:87.0%					R5	24.0%	45.8%	69.8%	8.7%	1.7%	13.9%			
		目標値 (R9)	1期:95%以上 2期:95%以上	単年度の 達成度	1期:101% 2期:92.5%	1期:98.4% 2期:91.6%					R6	18.8%	44.0%	62.8%	12.1%	2.3%	16.5%			
				目標値							R7									
		基準値 (R3)		実績値							R8									
	目標値 (R9)		単年度の 達成度						R9											
			目標値																	
			実績値																	
			単年度の 達成度																	
											③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照								B	
	成果指標	麻しん風しんの発生件数	目標値	0	0	0	0	0	A	【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		R5(R4)	R6(R5)	R7	R8	R9	評価の 組合せ		
		基準値 (R3)	0件	実績値	0	0					麻しん・風しんワクチン接種率	中核市平均	1期:95.2% 2期:92.7%	1期:95.3% 2期:93.1%						
		目標値 (R9)	0件	単年度の 達成度	100.0%	100.0%					厚生労働省「麻しん風しん予防接種の実施状況」より算出	本市実績	1期:94.4% 2期:90.0%	1期:96.6% 2期:90.8%						
									本市順位		1期:38位/62市中 2期:54位/62市中	1期:20位/62市中 2期:51位/62市中								
				目標値						① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A:達成度100%以上 [25点]		B:達成度70%以上100%未満 [20点]		C:達成度70%未満 [15点]		産出 指標	B		
基準値 (R3)			実績値						② 市民意識 調査結果 (満足度)	A:基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B:基準値と同水準(±5pt未満) [20点]		C:基準値より低下(−5pt以下) [15点]		成果 指標	A			
目標値 (R9)			単年度の 達成度						③ 主要な構成事業の 進捗状況	A:計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B:計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C:計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民 満足	A			
			目標値						総合評価	順調:A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調:主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ:C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]		構成 事業	B			
基準値 (R3)			実績値																	
目標値 (R9)			単年度の 達成度																	

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値／目標値) × 100 (%)

★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値／実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析（現状とその要因の分析）										総合評価	
施策を取り巻く環境等	・国は、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症危機管理への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁が設置された。感染症危機が発生した際に関係省庁の職員を招集することで、統括庁が総理・長官を直接支えて、感染症対応の方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌し、推進することになった。 ・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が策定後初めて抜本的に改定され、令和7年3月に県行動計画も改定。本市においても、令和7年度中に市行動計画を改定予定。新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、感染拡大防止策や医療体制の確保、緊急事態への措置等を講じることを目的としている。									90点	
施策指標	・麻しん風しん混合ワクチンについては、令和6年度に一部のワクチンメーカーにおいて、ワクチンの効果不足による製造・出荷停止があり、全国的なワクチン不足が発生した。本市では、市内医療機関におけるワクチンの偏在を防ぐため、供給量を踏まえた按分配送を行ったが、年度内に供給不足の解消には至らず、前年度と比較して接種率が低下した。 ・麻しん・風しんの発生件数については、疑い例を含む麻しん風しん患者の発生時には、医療機関等と連携し、迅速な対応を行い、まん延防止に努めていることにより、令和6年度まで集団での発生は起こっていない。			市民満足度			・令和2年から続いてきた新型コロナウイルス感染症の流行により、国の対応や、ウイルスの特性、感染予防、予防接種等をはじめとした感染症対策に関心が高まっていると考えられる。 ・引き続き、様々な感染症の発生時には、医療機関や施設等と連携し、迅速かつ適切な対応を行うことで、まん延防止に努めている。 ・麻しん風しん混合や子宮頸がんの定期予防接種におけるワクチン供給不足、新型コロナワクチンの特例臨時接種(全額公費負担)から定期予防接種(一部自己負担)への移行があったものの、市独自の事業として、幼児期に感染しやすいおたふくかぜの予防接種費補助を新たに開始したほか、先天性風疹症候群を予防するため、妊娠希望者等への風しん抗体検査・予防接種等を引き続き実施している。 ・これらの感染症を予防するための様々な取組により、基準値を超える市民満足度が維持できたものと考えられる。			順調	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	感染症の発生・蔓延防止対策(新型インフルエンザ等対策含む)		・感染症の予防及びまん延防止 ・健康危機管理能力の向上 ・健康危機に関する関係機関との連携強化	感染症患者及びその接触者、感染症に感受性のある市民	・感染症に感染した可能性のある者への健康診断勧告 ・病原体に汚染された恐れのある場所の消毒 ・新型インフルエンザ等に対する医療体制等の整備を図るため、関係機関との連絡会議を開催	計画どおり	1,008	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):感染症のまん延防止】 ・季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等について、社会福祉施設等での集団発生時には感染防止対策を指導した。特に施設等での感染性胃腸炎の集団発生時には、現地調査及び指導を行い、まん延防止に努めた。 ・また、その他の感染症(腸管出血性大腸菌感染症等)の発生においても迅速に対応し、接触者の健康診断を確実にを行い、感染拡大防止を図ることができた。 ・「宇都宮市感染症予防計画」に基づき、保健所・市職員、高齢者施設等職員等を対象に、感染症対策に関する研修を実施し、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上を図った。 ・クラスターが発生しやすい高齢者入居施設(特養、老健、介護医療院)を対象に感染対策チェックリストを作成し、平時からの感染対策実施状況について自己点検を依頼、対策が不十分な施設には助言を行い、感染対策に関する知識や対応力の向上を図った。 ・「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に向け、令和6年度に改定作業を実施した「政府行動計画」及び「栃木県行動計画」の策定状況を確認し、本市における改定へ向けての準備を行った。 ・また、計画の改定に伴い、今後の新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から、庁内の役割を明確化するとともに、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。 【②今後の取組方針:正確な情報把握と関係機関との連携強化】 ・感染症の発生時には迅速に対応し、患者の医療の確保や接触者の健康診断を確実にを行い、感染予防について指導することで、感染症のまん延の防止に努める。 ・「宇都宮市感染症予防計画」に基づき、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上を図るため、保健所・市職員、高齢者施設等職員等を対象に、感染症対策に関する研修を実施する。 ・サービス付き高齢者住宅やグループホーム等、施設の特性上、感染対策が難しい入居施設に対して、感染対策チェックリストを実施し助言・指導を行うことで、感染症発生時の対応力を強化し、施設内での集団発生を防止する。 ・「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、令和6年度に改定された「政府行動計画」及び「栃木県行動計画」を踏まえ、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し改定を行う。
2	感染症発生動向調査事業		・健康危機に関する情報の収集・提供 ・健康危機に関する関係機関との連携強化	市民、医療機関、県、国	・感染症法に基づき、医師から感染症の報告を受け、県及び国へ報告する。 ・市内の感染症流行状況を解析し、医師や市民に対し、患者発生状況や予防策等の情報をホームページ等を利用して迅速に提供する。	計画どおり	1,389	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):感染症発生動向の把握及び周知】 ・医療機関と連携しながら発生動向調査を実施したことにより、感染症の発生動向を迅速に把握することができ、医療機関や市民に対して、市ホームページやメルマガ等により有効な情報発信ができた。 ・令和7年4月7日から開始される急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの実施に向け、定点医療機関への説明及び依頼、実施体制等の検討を行い、スムーズな開始に向け準備を行った。 【②今後の取組方針:感染症発生動向の把握及び継続周知】 ・健康危機に関する情報の収集・提供を図るため、引き続き、衛生環境試験所と連携し、感染症の発生動向調査を実施し、市ホームページで最新情報を提供することにより、医療機関や市民に対して感染症に関する最新の情報を提供する。 ・令和7年4月7日から、急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスが開始となるため、流行中の呼吸器感染症の発生傾向を把握し、医療機関や市民に情報を提供する。
3	予防接種運営費		疾病の発生予防及びまん延の防止	・乳幼児(0歳～7歳6か月) ・児童・生徒(9歳～高校1年生相当) ・平成9年4月2日～平成20年4月1日までに生まれた女子 ・65歳以上の高齢者及び60歳～64歳で「心臓・腎臓・呼吸器の機能」または「HIVによる免疫機能」に障がいのある方(身体障害者手帳1級程度)	・予防接種法に基づく下記の定期予防接種を実施する。 ロタ、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、五種混合、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合(乳幼児)、麻しん(乳幼児)、風しん(乳幼児)、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ ・定期予防接種の接種勧奨を行う。	計画どおり	1,563,149	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):対象者への個別通知などの接種勧奨の実施】 ・定期予防接種について、各ワクチンの対象年齢別にきめ細やかに個別通知による接種勧奨を実施するとともに、広報紙や市ホームページ等による周知を行うことで予防接種を促進し、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 ・過去に子宮頸がん予防ワクチンの接種機会を逸した方を対象とした「キャッチアップ接種」については、令和4年度から6年度までの時限措置となっており、令和6年度は最終年度となることから、対象者に対し、制度終了や接種スケジュールについて個別通知や広報紙、市公式SNSでの周知を行った。その結果、一時ワクチンの供給が追いつかないほど接種希望者が増加した。 ・令和7年度から、新たに高齢者の带状疱疹予防接種が追加となるほか、麻しん風しん混合(1期・2期)と子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種について、ワクチン供給不足に伴い、接種期間を延長する特例措置が設けられたため、これらの制度変更について、正しい情報を分かりやすく発信していく必要がある。 【②今後の取組方針:新たな定期予防接種の追加や特例措置に関する確実な周知】 ・高齢者の带状疱疹予防接種や、子どもの麻しん風しん混合、子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種の特例措置等の対象者一人ひとりに対し、個別通知を行うほか、広報紙、市ホームページ、市公式SNSなど、あらゆる機会を活用して広く周知を行っていく。
4	新型コロナワクチン接種事業		新型コロナウイルス感染症の重症化予防	・65歳以上の高齢者及び60歳～64歳で「心臓・腎臓・呼吸器の機能」または「HIVによる免疫機能」に障がいのある方(身体障害者手帳1級程度)	新型コロナワクチンの定期予防接種を実施する。	計画どおり	517,787	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種の実施】 ・新型コロナワクチンは、令和6年10月から、これまでの「臨時接種」から「定期接種(B類疾病)」へ移行し、対象者が主に高齢者となり、自己負担額が変わるなど、大きく制度が変更となったため、市ホームページや広報紙、新聞折込チラシ、デジタルサイネージ、ラジオ放送、医療機関でのポスター掲示など、あらゆる機会を活用して周知を行った結果、重症化予防が図られた。 ・「定期予防接種(B類疾病)」は個人の重症化予防を目的としており、接種の努力義務はないものの、高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化する可能性があることから、正しい情報をもとに接種の判断をできるよう、周知を継続していく必要がある。 【②今後の取組方針:定期予防接種の継続】 ・市民が安心して接種を受けられるよう、引き続き、制度内容のほか、ワクチンの効果や安全性等について、広報紙や市ホームページなど様々な手段を活用し、分かりやすく情報を発信していく。

5	感染症検査事務		感染症対策に係る行政指導に必要な検査データを提供し、関係課の業務を科学的根拠により支援する。	・感染症対策所管課	・感染症のまん延防止に資する検査の実施とデータ提供	計画どおり	13,369	H8	【①昨年度の評価(成果や課題):調査研究及び職員の資質向上】 ・臨時を含め感染症検査を迅速かつ正確に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る変異型のゲノム解析検査を計画的に実施し、依頼課の感染症対策を科学的なデータの提供により支援できた。また、飼育イヌ・ネコのSFTSウイルス抗体保有状況を調査研究し、栃木県生活衛生関係業績発表会で発表するなど、調査研究の推進を図ることができた。 ・令和6年3月策定の衛生環境試験所健康危機対処計画に基づき、保健所所属の獣医師・薬剤師を対象としたPCR検査技術研修会を実施し、職員の資質向上を図ることができた。 ・令和7年4月から開始される国の急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスに対応するため、検査体制の整備、疫学情報の分析・提供などに取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:試験検査の充実、調査研究の推進及び情報発信の強化】 ・行政指導等に必要な検査データを依頼課に提供し、感染症対策を科学的に支援できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和7～11年度)に基づき、結核菌のゲノム解析検査の確立など検査項目の拡充やARIに関連した病原体の流行状況調査など調査研究の推進を図るとともに、依頼課のARIサーベイランスを支援するための疫学情報の分析・提供など、引き続き、試験検査の充実、調査研究の推進に取り組み、情報発信の強化にも取り組んでいく。
---	---------	--	--	-----------	---------------------------	-------	--------	----	--

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
感染症の発生・まん延防止対策 ・感染症患者発生時においては、感染症の特性に応じた対応を、迅速かつ的確に行い感染症のまん延防止を図る必要がある。 ・特に、高齢者施設等において感染症が集団発生した場合には、感染拡大を早期に抑え、入所者の重症化を防ぐ必要があることから、当該施設等に対する感染対策の強化を図る必要がある。 感染症に関する普及啓発 ・市民に身近な立場から感染症に関する相談や正しい知識の普及等の情報提供を効果的に行うことで、市民ひとりひとりの自発的な予防を促すとともに、患者や医療従事者等の人権を尊重した対策となるよう、周知啓発を行う必要がある。 新たな感染症に対応できる体制づくり ・新型インフルエンザ等の新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、感染症の特性や感染状況等に応じて、柔軟かつ機動的に対応できる体制を、平時から、構築するとともに、人材の養成及び資質の向上を図ることで、保健所機能の強化を図る必要がある。 ・流行初期の段階から検査が円滑に実施できるよう、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的に準備を行う必要がある。 予防接種事業の推進 ・麻しん風しん混合の定期予防接種については、国の感染症予防指針において接種率の目標(1期、2期ともに95%)が示されているが、本市においては、目標値を達成していない状況であるため、様々な機会を活用して周知を行っていく必要がある。 ・令和6年度における麻しん風しん混合ワクチンや子宮頸がんワクチンの全国的な供給不足を踏まえ、未接種者を対象とした特例措置(期間延長)が設けられたことから、対象者へ確実に周知する必要がある。 ・令和7年度から、新たに帯状疱疹の定期予防接種が開始となることから、接種制度やワクチンの効果などについて、分かりやすい周知を行っていく必要がある。	・感染症の発生時には健康危機管理の視点に立ち、迅速かつ的確に対応し、患者の医療の確保や接触者の健康診断を確実にを行い、感染予防について指導すること で、感染症のまん延の防止に努める。 ・発生した感染症のまん延を防止するため、広く市民への周知が必要な場合は、速やかに公表を行い、新聞等のマスメディアを通じて感染予防についての注意喚起を行う。 ・特に、高齢者施設等において感染拡大防止対策を適切に行うことができるよう、感染対策に関する研修を実施するとともに、平時での施設等の感染症対策について、感染対策チェックリストによる自己点検を依頼し、助言を行うことで、施設内感染の防止に努める。 ・感染症の発生状況や動向、原因に関する情報の収集及び分析を行い、感染症の予防や治療に必要な情報を、市民や医療関係者へ積極的に公表することにより、市民一人ひとりが感染症の予防をできるようにする。 ・患者等が安心して社会生活を続けながら、良質かつ適切な医療を受けられるよう、個人情報の保護に十分留意するとともに、差別や偏見の解消に資する適切な報道がなされるよう、正しい知識の普及に努める。 ・令和7年4月7日から新たに開始された急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスにより、流行中の呼吸器感染症の発生傾向を把握し、医療機関や市民に情報を提供する。 ・新興感染症の発生時に、保健所の体制を迅速に切り替え、感染対策を推進するとともに、地域住民に必要な保健対策を継続することが重要であるため、「健康危機管理対処計画」に基づき、必要人員の確保が行えるよう、平時からの体制整備に努める。 ・令和6年度に改定された「政府行動計画」及び「栃木県行動計画」を踏まえ、「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定し、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる体制を目指す。 ・保健所職員をはじめとする市職員に対し、感染症対策に必要な人材の養成を図るため、実践型訓練を含めた感染症対応研修・訓練を実施する。また、クラスターの起こりやすい高齢者施設等に対し、施設内感染に関する情報提供や感染対策に係る講習会や研修を実施する。 ・「衛生環境試験所健康危機対処計画」に基づき、関係機関との連携強化、人材育成、疫学情報の分析・提供などに平時から取り組み、試験検査の充実や職員の資質向上を図っていく。 ・麻しん風しん混合の定期予防接種については、特に第2期(年長児)の接種率向上に向け、接種対象者への個別通知(接種勧奨はがきの送付)や就学時健診におけるチラシ配布を行うほか、接種期限が近づいた未接種者に再度勧奨はがきの送付、市公式LINEなどのSNSの活用や、「健康づくりのしおり」(健康増進課)や「にこにこ子育て」(子ども政策課)など、庁内関係課と連携した周知啓発を実施していく。 ・麻しん風しん混合ワクチンと子宮頸がんワクチンの特例措置の対象者となる令和6年度の未接種者に対し、個別通知を送付するなど、積極的勧奨を行う。 ・帯状疱疹の定期予防接種については、正しい情報に基づき、接種希望者が安心して円滑に接種できるよう、接種制度やワクチンの種類・効果・安全性等について、接種対象者へ個別通知を送付するほか、市広報紙や医療機関でのポスター掲示、ラジオ放送など様々な媒体を活用し、分かりやすく周知を行う。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3	安心して医療を受けられる環境の充実				施策主管課	保健所総務課	総合計画 記載頁	83		
1 施策の位置付け											
政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	4	誰もが心身ともに健康に生活できる社会の実現	関連する SDGs目標	2 健康を 増進に 	3 すべての人に 健康と福祉を 	11 住み続けたい まちをつくる 	13 気候変動に 適応する 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
政策目標	市民の誰もが心身の健康づくりに関心を持ち、自ら健康づくりに取り組みやすい環境と仕組みが整えられています。 新興感染症等の発生に迅速かつ適切に対応できる体制や、誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる体制が整えられ、市民が充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。										

２ 施策の取組状況

施策の方向性	医療機関等との連携により、地域医療を取り巻く環境の変化などに適切に対応しながら、市民がいつでも安心して必要な医療を受けられる体制を強化します。
----------------------	--

① 施策指標	指標名(単位)			R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価																																								
	産出指標	救急告示医療機関の数(施設)		目標値	16	16	16	16	16	A	<table><caption>施策の満足度(%) ('満足'と'やや満足'の合計)</caption><tr><th>年次</th><th>調査結果</th><th>基準値+5pt</th><th>基準値-5pt</th></tr><tr><td>R4</td><td>44.6</td><td>50.0</td><td>40.0</td></tr><tr><td>R5</td><td>60.4</td><td>50.0</td><td>40.0</td></tr><tr><td>R6</td><td>56.0</td><td>50.0</td><td>40.0</td></tr><tr><td>R7</td><td></td><td>50.0</td><td>40.0</td></tr><tr><td>R8</td><td></td><td>50.0</td><td>40.0</td></tr><tr><td>R9</td><td></td><td>50.0</td><td>40.0</td></tr></table>		年次	調査結果	基準値+5pt	基準値-5pt	R4	44.6	50.0	40.0	R5	60.4	50.0	40.0	R6	56.0	50.0	40.0	R7		50.0	40.0	R8		50.0	40.0	R9		50.0	40.0	基準値 (R4)		15.0%	29.6%	44.6%	18.8%	10.6%	14.0%	A
		年次	調査結果	基準値+5pt	基準値-5pt																																												
		R4	44.6	50.0	40.0																																												
		R5	60.4	50.0	40.0																																												
		R6	56.0	50.0	40.0																																												
		R7		50.0	40.0																																												
	R8		50.0	40.0																																													
	R9		50.0	40.0																																													
	基準値 (R3)		16	実績値	17	17																																											
	目標値 (R9)		16	単年度の達成度	106.3%	106.3%																																											
			目標値																																														
	基準値 (R3)			実績値																																													
	目標値 (R9)			単年度の達成度																																													
			目標値																																														
基準値 (R3)			実績値																																														
目標値 (R9)			単年度の達成度																																														
		目標値																																															
基準値 (R3)			実績値																																														
目標値 (R9)			単年度の達成度																																														
成果指標	市内の救急告示医療機関における夜間 休日の救急搬送受入れ割合(%)		目標値	89.2	89.4	89.6	89.8	90%以上	A																																								
	基準値 (R3)		89.1	実績値	88.9	90.0																																											
	目標値 (R9)		90%以上	単年度の達成度	99.7%	100.7%																																											
			目標値																																														
	基準値 (R3)			実績値																																													
	目標値 (R9)			単年度の達成度																																													
			目標値																																														
	基準値 (R3)			実績値																																													
	目標値 (R9)			単年度の達成度																																													

② 市民満足度の推移																	
③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照										B							
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)			R5	R6	R7	R8	R9								
病院、一般診療所施設数／市民10万人			中核市平均	95.4	95.9												
本市実績	91.0	91.3															
本市順位	36位/54市中	36位/62市中															
※評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)		A : 達成度100%以上 [25点]		B : 達成度70%以上100%未満 [20点]			C : 達成度70%未満 [15点]			産出指標	A					
② 市民意識 調査結果 (満足度)		A : 基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B : 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]			C : 基準値より低下(-5pt以下) [15点]			成果指標	A						
③ 主要な構成事業の 進捗状況		A : 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B : 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]			C : 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]			市民満足	A						
総合評価		順調 : A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調 : 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]			やや遅れ : C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]			構成事業	B						

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 遞増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値／目標値) × 100 (%)

★ 遞減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）… $(\text{目標値} / \text{実績値}) \times 100 (\%)$

施策の評価・分析（現状とその要因の分析）				総合評価
施策を取り巻く環境等	・栃木県において、「地域医療構想モデル推進区域」である宇都宮医療圏の「区域対応方針」を令和7年3月に策定し、令和7年度から方針に基づく取組を実施することとしている。 ・救急患者が夜間や休日でも安心して必要な医療が受けられるよう、感染症対策などを適切に講じながら、救急医療体制を安定的かつ円滑に運営することが求められている。 ・近年、大規模な災害が頻発する中、災害時に救護所となる医療機関等において円滑な運営が行えるよう、感染対策に十分に配慮しながら、医療関係団体等と連携した医療提供体制を安定的に確保することが求められている。 ・薬物乱用者の低年齢化に加え、用途外での市販薬の乱用などが社会問題となっている。			95点
施策指標	・救急医療対策連絡協議会の機能を活用するなど、救急告示医療機関の連携による二次救急医療体制を確保したことにより、円滑に救急搬送患者を受け入れることができた。	市民満足度	・医療機関等と連携し救急患者の受入れ体制を確保するなど、市民が安心して医療が受けられる体制を構築するとともに、病院や薬局等に対する監視・指導により、良質かつ適切な医療提供体制や医薬品の安全性を継続して確保しているため、市民満足度は前年度よりも下がったものの、基準値を上回っている。	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	夜間休日救急診療所運営事業		初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	330,279	S58		【①昨年度の評価(成果や課題):初期救急医療体制の維持・確保】 ・本市の初期救急医療体制に精通し市内の医療機関と緊密な連携が可能である宇都宮市医療保健事業団を指定管理者とし、医師をはじめ医療スタッフを適正に確保し従事者への定期的な研修を実施するとともに、発熱患者専用の診察エリアの活用やドライブスルー方式による診療を行うなど、感染症の流行状況等を踏まえながら、患者の状況に応じた適切な診療を実施することができた。 ・市内の診療所等が休診となる年末年始に多くの患者が来所したことに加え、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により更に患者が増加し、待ち時間の長時間化や近隣道路への渋滞が発生した。 【②今後の取組方針:夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な運営の確保】 ・市民がいつでも安心して必要な医療が受けられるよう、本市における救急医療全体や夜間休日救急診療所の現状・課題を評価分析するとともに、関係機関等と意見交換しながら当診療所のあり方を検討し、当診療所のより適切かつ円滑な運営の確保に努める。 ・混雑時の待ち時間の縮減に向け、指定管理者である医療保健事業団の取組を支援し、デジタル化の推進やスタッフの適正配置等の診療体制の見直しを図る。
2	病院群輪番制病院運営費補助金		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部等を補助	計画どおり	67,300	S55		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・運営に要する経費の一部等を補助したことにより、夜間及び休日における円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部等を補助する。
3	災害時医療対策事務		災害時医療提供体制の確保	医療機関及び医療関係団体等	・災害時医療救護活動に係る訓練の実施、会議の開催 ・「市災害時医療救護活動マニュアル」の見直し	計画より遅れ	925	H7		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な災害時医療救護体制の確保】 ・令和7年度始めに広域災害救急医療情報システム(EMIS)のシステムが変更になることから、県が一斉に入力訓練するタイミングに合わせて、関係機関と一緒に訓練を行うことにしたことからEMIS訓練は未実施となった。 ・今後は、関係機関、団体等がこれまでのノウハウの再構築が必要であることから、災害時に医療提供体制が有効に機能するよう、実際の災害を想定した実践的な訓練を実施する必要がある。 ・DHEATの研修に薬剤師が受講し、幅広い資格職が研修を受講することで、災害時医療救護活動体制の強化につながった。 【②今後の取組方針:医療関係団体等と連携した訓練の実施】 ・災害時医療提供体制の安定的な確保を図るため、災害対策本部と連携を強化するとともに、「災害時の医療救護活動に係る連携会議」を開催し、医療機関等と実践的な訓練を行う。 ・必要に応じて「市災害時医療救護活動マニュアル」の見直しを進めていく。 ・引き続き、DHEAT研修の受講対象者を保健師だけでなく、薬剤師や獣医師など資格職に対象を拡充していく。
4	医事・薬事監視指導事務		・良質かつ適切な医療提供の確保 ・医薬品、医療機器、毒物劇物等の安全性の確保	・病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所、衛生検査所 ・薬局、店舗販売業、医療機器販売業、毒物劇物取扱施設、温泉施設	監視指導の実施	計画どおり	1,123	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):医療提供体制及び医薬品等の安全性の確保、薬物乱用防止対策】 ・医療法及び医薬品医療機器等法に基づく立入検査を実施することにより、良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制の確保が図られた。 ・大学を含む学校等を中心とした啓発活動を、薬物乱用防止連絡会議構成団体や県警とも連携して実施し、薬物乱用防止対策を推進した。 【②今後の取組方針:医療施設等に対する計画的な立入検査の実施と薬物乱用防止対策の充実強化】 ・引き続き、医事・薬事関係監視指導計画に基づき、医療施設等に対する立入検査を実施し、良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制を確保する。 ・薬剤師会や学校、警察等関係機関と連携するとともに、大学生ボランティアの協力を得て街頭キャンペーンを行うなど、主な対象を若年層とする薬物乱用防止に向けた意識啓発を進める。
5	宇都宮市医療保健事業団補助金		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	88,180	S57		【①昨年度の評価(成果や課題):継続的で安定的な運営体制の確保】 ・宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助したことで、安定的な運営に繋がり、夜間休日救急診療所の円滑な運営や地域住民の健康増進の推進などを図ることができた。また、事業団の安定的な運営に資する取組への支援を行った。 【②今後の取組方針:安定的な運営体制の確保に向けた支援】 ・宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助するなど、事業団の安定的な運営に向けた必要な支援等を行う。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性（課題への対応）
・初期救急及び二次救急医療体制の維持・確保 救急患者が夜間や休日でも安心して必要な医療が受けられるよう、感染症対策などを適切に講じながら、初期救急、二次救急医療の安定的かつ円滑な提供体制を維持する必要がある。 また、夜間休日救急診療所における年末年始などの大型連休の診療において、待ち時間の長時間化や近隣道路への渋滞が発生したことから、よりスムーズな診療体制を構築する必要がある。	・初期救急及び二次救急医療体制の評価・検証、見直し 本市における救急医療全体や夜間休日救急診療所の現状・課題を評価分析するとともに、関係機関等と意見交換しながら当診療所のあり方を検討する。また、二次救急医療体制についても、「宇都宮市救急医療対策連絡協議会」において、本市の救急患者受入の現状等にかかる情報の共有、評価・検証を行いながら、関係機関と連携し、安定的かつ円滑な救急医療提供体制の維持・確保を図っていく。 また、夜間休日救急診療所のスムーズな診療体制の構築に向けては、年末年始の対応に係る短期的な課題（待ち時間の縮減、スタッフの適正配置等）の解決に向けて取り組むとともに、今後の夜間休日救急診療所のあり方として、中期的課題（診療時間の見直し、院外処方への導入など）と長期的課題（施設の移転・建替えなど初期救急医療の提供体制）について関係機関等と意見交換を行いながら検討する。
・災害時医療提供体制の確保 災害等の緊急時に適切な医療や救護を提供できるよう、全国各地で発生した大規模災害時の課題等を踏まえ、災害時医療提供体制を確保する必要がある。	・災害医療提供体制の安定的な確保 円滑な医療救護活動が行えるよう、震災などの災害を想定した、医療機関等と実践的な訓練を実施し、その検証結果等を踏まえ、必要に応じてマニュアルを見直すなど、災害時医療提供体制の安定的な確保を図っていく。
・良質かつ適切な医療提供体制の確保 市民が安心して必要な医療サービスが受けられるよう、良質かつ適切な医療提供体制を確保していく必要がある。また、若年層を中心に薬物乱用事犯が増加傾向にある。	・医療機関や薬局等に対する確実な監視・指導の実施 市民が住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられるよう、引き続き、医療機関や薬局等に対する監視・指導を実施し、関係機関と連携しながら良質かつ適切な医療提供体制の確保を図っていく。また、薬物乱用防止の推進に向け、若年世代を主な対象とした薬物乱用防止出張教室やイベントにおける啓発活動等に取り組む。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1	安心して暮らせる福祉基盤の充実				施策主管課	保健福祉総務課	総合計画 記載頁	85
1 施策の位置付け						関連する SDGs目標			
政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	5	あらゆる市民が安心して支え合いながら、自立して生活できる社会の実現				
政策目標	市民一人ひとりが他者を理解し、やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら、地域の絆やつながりを感じることができる社会が構築されています。 支援を必要とする高齢者や障がい者などの人々が適切な支援を受けられる仕組みが整っており、誰もが生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して生活する環境が整っています。								

2 施策の取組状況

施策の方向性	複雑化・複合化した問題を抱える世帯など、支援が必要な人に適切な支援を届けるため、福祉サービスの更なる充実や権利擁護支援の推進、多機関協働による包括的な支援体制の構築などにより、誰もが安心して自立した生活を送れる環境づくりを進めます。 誰もが多様な福祉サービスを適切に受けられるよう、デジタル技術や様々なデータを活用しながら、わかりやすい情報提供や障がい者の情報アクセシビリティの向上、効果的な相談支援などの各種事業に取り組みます。
--------	--

① 施策指標	指標名(単位)			R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移								評価	
	産出指標	共生型の相談窓口における相談件数(件)	目標値	24,100	25,300	26,600	27,900	29,320	A	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)		基準値(R4)	6.2%	22.4%	28.6%	17.2%	7.8%	34.2%	A
		基準値(R3)	現状値:なし	実績値	32,261	30,935				R5	8.4%	31.7%	40.1%	11.4%	4.2%	38.1%			
		目標値(R9)	29,320	単年度の達成度	133.9%	122.3%				R6	7.6%	27.7%	35.3%	13.1%	4.2%	41.0%			
				目標値						R7									
		基準値(R3)		実績値						R8									
			目標値(R9)						R9										
			目標値																
			基準値(R3)																
			実績値																
			目標値(R9)																
			単年度の達成度																
	成果指標	共生型の相談窓口で受け止めた相談が支援につながった割合(%)	目標値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照									B
		基準値(R3)	現状値:なし	実績値	100.0%	100.0%				【参考指標】	指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9	評価の 組合せ	
		目標値(R9)	100.0%	単年度の達成度	100.0%	100.0%					中核市水準比較	地域包括支援センター箇所数／65歳以上1千人	中核市平均	0.146	0.147				
			目標値					本市実績				0.187	0.186						
			単年度の達成度					本市順位				11位/62市中	13位/62市中						
※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]		B: 達成度70%以上100%未満 [20点]		C: 達成度70%未満 [15点]		産出指標	A										
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]		C: 基準値より低下(－5pt以下) [15点]		成果指標	A										
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民満足	A										
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]		構成事業	B										

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値／目標値) × 100 (%)
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値／実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)									総合評価
施策を取り巻く環境等	・保健と福祉に関する相談件数は横ばい傾向にあり、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が生活上の課題を同時に複数抱える複雑化・複合化したケースにも適切に対応していくことが求められている。このような中、国においては、重層的支援体制整備事業を推進しており、本市においても、令和5年度から、世代や分野を問わず相談をまるごと受け止め、適切な支援機関につなぐ包括的支援体制の整備、運用を開始している。 ・社会構造や世帯構造が変化し、単身世帯が増加し、今後さらに高齢者の単身世帯が増加する予測があるなか、認知症等の高齢者や障がい者など判断能力に不安がある方が、日常生活において安心して成年後見制度を利用することができるよう、権利擁護の支援の充実が求められている。 ・社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々に対し、国においては、平成27年度以降「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者自立支援事業や、生活困窮者住居確保給付金などの施策を講じてきた中、単身世帯の増加や超高齢社会の本格化、地域社会との希薄化などが進行しており、地域社会を取り巻く環境が変化していることから、様々な生活課題を抱えた生活困窮者一人ひとりの状況に応じた更なる支援が求められている。								95点
施策指標	「共生型の相談窓口における相談件数」については、「保健と福祉のまるごと相談窓口エールU」の開設以降、市ホームページや広報紙への情報掲載、周知チラシの配布など、あらゆる機会を捉えて継続的な周知に取り組み、エールUの認知向上に努めてきた中、目標件数を上回っている。 「共生型の相談窓口で受け止めた相談が支援につながった割合」については、受け止めた全ての相談を、その内容に応じて、各専門分野の相談支援機関や支援策の検討などを担う多機関協働事業者につなげることができたことから、目標どおりの割合となっている。	市民満足度	保健と福祉のまるごと相談窓口エールUの開設や、生活困窮世帯の自立に向けた相談支援窓口の設置など、各種相談窓口の充実により、施策に関する市民満足度は、基準値を5ポイント以上、上回っている。 10代から50代の学生・就業世代では、約半数がわからないと回答し、その中でもひとり暮らしや核家族、職業では事務・技術職や学生などで同様の傾向であり、福祉的な関わりが少ない属性では、わからないと回答する割合が多い。一方で、60代では34%、70代では42%が満足、やや満足と回答しており、関わりが必要な年齢になると、満足度が上昇している。						順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	相談支援事業	好循環P戦略事業	包括的相談支援体制の充実	市民	市民の保健福祉に関する相談を丸ごと受け止め、必要な支援機関につなぐ。	計画どおり	662	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):包括的相談支援体制の適切な運用】 ・令和5年度から引き続き、地域包括支援センター(25か所)と地域保健福祉拠点(5か所)のエールUにおいて、保健と福祉に関する相談を受け止め、内容に応じて適切な専門の相談支援機関や多機関協働事業者につなぐことができた。 【②今後の取組方針:包括的相談支援体制の適切な運用の継続】 ・引き続き、研修等を通じて従事者や関係機関の対応力強化を図りながら、相談の受け止め、課題の検討、課題に応じた専門の支援機関等へのつながりを適切かつ円滑に実施していく。
2	多機関協働事業	好循環P戦略事業	包括的支援体制の充実	市民事業者	複数の分野を横断した総合的な支援のコーディネートを行うとともに、「重層的支援会議・支援会議」を開催し、支援関係機関等の役割分担を図る。	計画どおり	4,055	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):多機関協働事業の適切な運営】 ・エールU等から寄せられた、8050問題やひきこもりなど複雑化・複合化した問題があるケースに対して、課題の解きほぐしや調整、多分野の関係機関をマネジメントし、関係機関と連携した支援を行うことができた。 ・複雑化・複合化した問題を抱えるケースの早期発掘・早期支援に向け、エールU等への適切な後方支援を行えるよう、相互に相談しやすい顔の見える関係をさらに深めていくことが重要であると考える。 【②今後の取組方針:多機関協働事業の適切な運営の継続】 ・引き続き、エールUの窓口従事者を含む多機関協同事業担当職員向けの研修会を実施し、多機関協働事業に該当するケースの理解を深め、相談者への対応方法や、要支援者へのアウトリーチ等を通じた継続的な支援方法などのスキル向上を図る。 ・また、5拠点の多機関協働事業担当者が集まる定期的な連絡会において事例の情報共有やケーススタディなどを実施し、多機関協働事業担当者自身の対応力の向上を図ることで、要支援者に対して、多分野の関係機関と連携した伴走型の支援を実施していく。 ・引きこもり支援について、研修を開催し、対応力の向上を図る。
3	生活困窮者自立相談支援事業	好循環P	複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対する困窮状態からの早期脱却に向けた支援による自立の促進	・生活困窮世帯	・自立相談支援窓口の設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画どおり	49,000	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):生活困窮世帯への自立に向けた支援の実施】 ・生活困窮世帯が相談窓口がわからず困ることの無いように、窓口案内チラシを作成し関係窓口で配布したほか、市ホームページ上での案内掲載を行い、生活困窮者支援制度の周知を幅広く行った。 ・本人の就労意思を踏まえて作成した個別の支援プランに基づき、関係機関が連携を図り、包括的かつ継続的な支援に取り組み、生活困窮状態からの早期脱却を図ることができた。 ・相談窓口に来所することができない生活困窮世帯に対して、4名のアウトリーチ支援員が732件の訪問や関係機関への同行を行うなど、個々の状況に応じた支援を行った。 ・生活困窮世帯は複合的な課題を抱えているため、適切な支援に繋ぐためには、関係機関等と連携して対応する必要がある。また、相談の中には、家計の収支バランスや債務整理、滞納に関する課題を抱えているケースが多いため、家計管理に関する相談体制を強化していく必要がある。 【②今後の取組方針:関係機関と連携した支援及び支援体制の強化】 ・ハローワークと連携した就労支援や民間委託による就労支援事業など関係機関との連携やアウトリーチ支援員の積極的な活用により、生活困窮世帯に対して相談窓口の利用を促し、困窮状態からの早期自立を図る。 ・新たな取組として自立相談支援窓口において家計相談支援を行うことにより、相談から支援までワンストップで対応し、相談支援体制の強化及び相談者の利便性の向上を図る。
4	成年後見制度利用促進事業		権利擁護支援の充実	認知症等により判断能力が十分でない高齢者や障がい者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	23,016	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):中核機関による権利擁護支援の実施、市民後見人養成研修の実施】 ・令和5年10月に開設した「宇都宮市成年後見支援センター(中核機関)」において、専門職(弁護士・司法書士)による支援者向け相談会の開催や一次相談機関等が成年後見制度の利用に関する判断を適切かつ円滑に行えるよう、法律・福祉等の専門職と連携して個別ケースの検討を行う「ケース検討定例会議」を開催し、市民の権利擁護に関する支援を行った。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり、法律・福祉、医療、金融等の関係機関との連携強化を図るため、「成年後見制度利用促進協議会」を開催し、地域連携ネットワークの構築に取り組んだ。 ・市民後見人養成研修(実践研修)、現場実習を実施し、研修修了者に対して、市民後見活動の意向を確認した上で、市民後見人候補者名簿の登録基準を満たす者17名を当該名簿に登録を行った。 ・名簿登録者に対して、必要な知識・技術を維持し、市民後見人として実際に活動できるよう、継続的に支援する必要がある。 【②今後の取組方針:中核機関による権利擁護支援の継続実施、市民後見人候補者への支援の実施】 ・中核機関において、専門職(弁護士・司法書士)による支援者向け相談会の開催や一次相談機関等が成年後見制度の利用に関する判断を適切かつ円滑に行えるよう、引き続き、法律・福祉等の専門職と連携して個別ケースの検討を行う「ケース検討定例会議」を開催し、市民の権利擁護に関する支援を行っていく。 ・市民後見人の受任に向けて、フォローアップ研修を行うなど、名簿登録者の活躍の場・機会を確保する。
5	保健と福祉の出前講座の実施		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	保健と福祉の出前講座の実施	計画どおり	0	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座の周知・実施】 ・講座内容や申し込み方法について、分かりやすく伝わるよう、講座案内リーフレットを配布し、周知を図ることができた。 【②今後の取組方針:市民ニーズを踏まえた出前講座の実施】 ・保健福祉サービスに関する市民理解の促進のため、関係各課と連携を図り、内容の充実を図るとともに、様々な対象がより利用しやすくなるよう運営上の工夫を行う。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
・共に支え合う地域社会づくりに向けた包括的支援体制の充実 少子高齢化の進行や、ライフスタイル・価値観の多様化など、地域福祉を取り巻く環境が変化する中、8050問題やダブルケア、ひきこもりなど、複雑化・複合化する相談にも的確に対応していくため、市民の福祉サービスの理解促進や、包括的支援体制を構成する相談支援事業、多機関協働事業の円滑な運用にひきつづき取り組む必要がある。 ・生活困窮者への支援の充実 雇用情勢と生活困窮世帯の動向に注視しつつ、生活困窮世帯の抱える複合的な問題を解決するため、生活困窮者を早期に把握するとともに自立相談支援機関に繋げ、関係機関と連携した的確かつ継続した支援を行う必要がある。また、生活困窮者からの相談の中で、収支や債務、滞納などの相談が多く、生活困窮状態からの脱却には家計管理の強化が必要である。さらに、住まいに課題を抱える生活困窮者の増加が見込まれることから、安定的な住まいの確保を支援していく必要がある。 ・権利擁護に関する支援体制の充実 権利擁護支援を必要とする方が、円滑に成年後見制度を利用することができるよう、行政、司法、福祉関係者の連携による支援体制の構築に取り組む必要がある。	・共に支え合う地域社会づくりに向けた包括的支援体制の充実 引き続き、保健と福祉のまるごと相談窓口エールUにおいて、世代や分野に関わらず、市民からの相談を受け止め、必要な機関や支援を紹介していくほか、複雑化・複合化した問題について適切な支援の提供が図られるよう、適宜、多機関協働事業者につないでいく。 また、相談支援事業や多機関協働事業の従事者や関係者を対象とした研修会などにより担当職員のスキルアップを図るとともに、日々の業務を通じて得た改善点をガイドラインに反映し、従事者・関係者に周知徹底することにより、包括的支援体制の充実・強化を図り、円滑な運用を担保していく。 ・生活困窮者への支援の充実 生活困窮者の抱える複合的な問題について、庁内各課はもとより関係機関等とも連携し各機関等において案内チラシを配布するなど相談窓口の利用を促すほか、相談に来所できないケースについては、アウトリーチ支援員による訪問支援に取り組む。 また、新たな取組として家計改善支援を自立相談支援窓口で行うことにより、相談から支援までワンストップで対応し、相談支援体制の強化及び相談者の利便性の向上を図る。 さらに、住まいに課題を抱える生活困窮者を支援するため、自立相談支援機関に「住まいの相談支援員」を配置し、住まいに関する総合的な相談や入居前から入居後までの一貫した支援を実施する。 ・権利擁護に関する支援体制の充実 成年後見制度の利用促進に向け、関係機関の連携強化を図るため、成年後見制度利用促進協議会やケース検討定例会議を開催するなど地域連携ネットワークの整備に取り組むとともに、中核機関(宇都宮市成年後見支援センター)において、成年後見制度についての広報や一次相談機関等からの相談支援などに対応する。また市民後見人の育成・活動支援を通して、成年後見制度の需要の増大に対応していく。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2	高齢期の生活の充実				施策主管課	高齢福祉課	総合計画 記載頁	85
1 施策の位置付け									
政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	5	あらゆる市民が安心して支え合いながら、自立して生活できる社会の実現		関連する SDGs目標	3 すべての人に 健康と福祉を 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国の不平等 をなくそう 11 住み続けられる まちづくりを 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	
政策目標	市民一人ひとりが他者を理解し、やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら、地域の絆やつながりを感じることができる社会が構築されています。 支援を必要とする高齢者や障がい者などの人々が適切な支援を受けられる仕組みが整っており、誰もが生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して生活する環境が整っています。								

2 施策の取組状況

施策の方向性	高齢者の住み慣れた地域で安心して自立した生活を実現するため、介護サービスの安定的な提供や医療・介護連携の更なる推進、多様な生活支援の充実に取り組みます。 高齢者一人ひとりが地域の中でいきいきと活躍できるよう、身近な地域で取り組む介護予防や生きがいを支援します。 高齢者等が認知症になっても希望を持ち、安心して日常生活を過ごせる環境を実現するため、身近な地域における相談体制の充実や認知症の人を支える地域づくりに取り組みます。
--------	--

		指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価			指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価																												
										施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)		基準値 (R4)	5.4%	22.8%	28.2%	14.6%	8.4%	36.6%																														
① 施策指標	産出指標	医療・介護従事者等の資質向上に 資する研修の参加者数(累計)(人)	目標値	5,300	5,800	6,300	6,800	8,300	A	② 市民満足度の 推移	<table><thead><tr><th>年</th><th>調査結果 (%)</th><th>基準値 (%)</th><th>基準値+5pt (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R4</td><td>28.2</td><td>23.5</td><td>28.5</td></tr><tr><td>R5</td><td>33.5</td><td>23.5</td><td>28.5</td></tr><tr><td>R6</td><td>35.5</td><td>23.5</td><td>28.5</td></tr><tr><td>R7</td><td></td><td>23.5</td><td>28.5</td></tr><tr><td>R8</td><td></td><td>23.5</td><td>28.5</td></tr><tr><td>R9</td><td></td><td>23.5</td><td>28.5</td></tr></tbody></table>		年	調査結果 (%)	基準値 (%)	基準値+5pt (%)	R4	28.2	23.5	28.5	R5	33.5	23.5	28.5	R6	35.5	23.5	28.5	R7		23.5	28.5	R8		23.5	28.5	R9		23.5	28.5	R5	8.7%	24.8%	33.5%	10.9%	3.7%	45.8%	A
			年	調査結果 (%)	基準値 (%)	基準値+5pt (%)																																										
			R4	28.2	23.5	28.5																																										
		R5	33.5	23.5	28.5																																											
		R6	35.5	23.5	28.5																																											
		R7		23.5	28.5																																											
	R8		23.5	28.5																																												
	R9		23.5	28.5																																												
	基準値 (R3)	4,167	実績値	5,538	5,906				R6		6.3%	29.2%	35.5%	11.6%	5.7%	42.7%																																
	目標値 (R9)	8,300	単年度の 達成度	104.5%	101.8%				R7																																							
	高齢者外出支援事業の利用者 数(人)	目標値	26,700	38,100	38,510	38,860	39,030	B	R8																																							
		基準値 (R3)	20,691	実績値	31,714	36,413						R9																																				
		目標値 (R9)	39,030	単年度の 達成度	118.8%	95.6%																																										
	認知症サポーター養成講座の 受講者数(累計)(人)	目標値	44,700	46,700	48,700	50,700	60,000	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照										B																													
		基準値 (R3)	42,050	実績値	44,824	45,753																																										
		目標値 (R9)	60,000	単年度の 達成度	100.3%	98.0%																																										
	成果指標	人生の最期を在宅で迎える市民 の割合(%)	目標値	31.7	32.7	33.7	34.7	35.7	A		【参考指標】 中核市水準 比較	指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9	評価の 組合せ																													
			基準値 (R4)	30.7	実績値	32.4	34.2											要介護認定を受けていない高齢者の割合 (%)		中核市平均	80.4	80.2																										
			目標値 (R9)	35.7	単年度の 達成度	102.2%	104.6%													本市実績	82.6	82.6																										
本市順位		13位/62市中	10位/62市中																	指標	評価																											
ほぼ毎日外出している高齢者の 割合(%)		目標値	33.5	34.2	34.9	35.6	37.4	B	※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A : 達成度100%以上 [25点]		B : 達成度70%以上100%未満 [20点]		C : 達成度70%未満 [15点]		産出 指標	B																														
		基準値 (R3)	32.0	実績値	34.6	31.3														成果 指標	B																											
		目標値 (R9)	37.4	単年度の 達成度	103.3%	91.5%																																										
認知症の本人やその家族にとって暮らしやす いまちと感じている市民の割合(%)		目標値	31.7	32.2	32.7	33.2	33.7			③ 主要な構成事業の 進捗状況	A : 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B : 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C : 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民 満足	A																														
		基準値 (R3)	30.7	実績値	-	-														構成 事業	B																											
		目標値 (R9)	33.7	単年度の 達成度	-	-																																										

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値／目標値) × 100 (%)
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値／実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)					総合評価
施策を取り巻く環境等	・本市においては、令和6年3月に「にっこり安心プラン(第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画))」を策定したところであり、同計画に基づき、高齢者の生活基盤の強化や相談・支援体制の充実、デジタルを活用しやすい環境づくりなど、施策・事業を着実に推進している。 ・国において、「認知症施策推進基本計画」が令和6年12月に閣議決定され、誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる「新しい認知症観」に基づいた施策の推進が求められている。 ・また、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する中間とりまとめ」が令和7年4月に公表され、介護人材の確保や医療介護連携、介護予防・健康づくりなどの充実・強化が求められており、2040年を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要である。				85点
施策指標	・高齢者外出支援事業の利用者数は前年比約15%増加しているものの、高齢者の外出機会については、これまで、totraが発行された令和3年度や新型コロナウイルス感染症の5類移行とライトライン開業のあった令和5年度と比較し、高齢者の外出に大きな刺激となる環境変化が少なく、また、年間の真夏日(30度以上)が歴代最多(84日)となったことなどから、「ほぼ毎日」の頻度で外出している高齢者の割合の減少につながったものと考えられる。 ・また、在宅での療養については、「看取り」や「人生会議」などの普及・啓発に取り組むとともに、医療・介護現場における顔の見える関係の構築に向けた研修の企画などのサービス提供体制の連携強化を図ったことにより、人生の最期を在宅で迎える市民の割合の増加に寄与したものと考えられる。	市民満足度	保健と福祉のまろごと相談窓口「エールU」による相談支援や介護保険・福祉サービスの充実に取り組んだことにより、サービスや支援を利用できる60代以上の満足度が高まっている。		概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	認知症周知啓発事業	好循環P戦略事業	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	市民(認知症の本人や家族を含む)	市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発	計画どおり	843	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):認知症の方を支える地域づくりの推進】 ・認知症サポーター(認知症の方を温かく見守る応援者)については、認知症サロンで受講者を募り養成講座を開催するなど、企業、団体等に所属していない方も受講することができるようになり、着実にサポーター数を増やした。 ・認知症パートナー(具体的な支援活動の実践者)については、家族の会のイベントにおける認知症の方の補助や、認知症サロンにおけるボランティア活動へのマッチングなど、地域での支援活動につなげた。 ・地域共生社会の構築に向け、認知症パートナー等がそれぞれの立場で認知症の方を支えることができる地域づくりの推進が図られるよう、認知症パートナーについては、介護施設等と連携した活動先の確保やデジタルを活用した活動情報の発信の充実を図るなど、活動の活発化に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:認知症の方を地域で支える支援の充実】 ・認知症パートナー等が介護施設や地域住民と協力して認知症の方に寄り添った支援を行うことができるよう、LINEWORKSを活用した活動情報の発信を行うとともに、介護施設等に対して認知症パートナーの受入れに関する意向調査を実施し、活動先の拡充を図る。また、認知症パートナーがはいかい模擬訓練等において、活躍する仕組み、地域とつながる仕組みを整備する。 ・認知症パートナー養成講座について、認知症パートナーが地域における活動者として十分な知識、技術を習得することができるよう、フォローアップや内容の充実に取り組んでいく。
2	在宅医療・介護連携推進事業	好循環P戦略事業	医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制の推進	医療・介護従事者、市民	在宅療養を担う多職種が連携する仕組みづくりや医療・介護従事者の資質向上に向けた研修の実施、在宅療養に関する市民への普及啓発	計画どおり	23,928	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):多職種連携の強化】 ・医療・介護連携支援ステーションが開催する「ブロック連携会議」において、新たに歯科医師や薬剤師等が参画するなど、更なる多職種の顔の見える関係を構築するとともに、8050問題などの複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を多機関で検討するなど、連携強化に取り組んだ。 ・人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて、医療・介護従事者の理解が深まるよう、「施設看取り」をテーマとした研修を開催し、医療・介護従事者に対しても看取り等への認識を深める機会の提供等に取り組むとともに、市民に対しては、出前講座の実施をはじめ、医療や介護などの関係団体が参画する地域包括ケア推進会議において作成した啓発用パンフレットの配布等に取り組んだ。 ・引き続き、多様な支援ニーズへの対応に向けた多職種の連携体制の強化や市民の在宅看取り等への理解促進に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:在宅医療の理解促進】 ・引き続き、ブロック連携会議やネットワーク研修を活用し、医療・介護従事者等の顔の見える連携体制の維持・強化を図るとともに、医療・介護従事者のニーズが高いテーマを把握し、研修会の開催等に取り組む。 ・市民へ在宅医療等の周知・啓発を効果的に行うため、地域包括ケア推進会議において意見交換しながら、看取りなど7種ある在宅療養パンフレットの記載内容の見直しや配布方法の検討に取り組む。
3	成年後見制度利用促進事業		権利擁護支援の充実	認知症等により判断能力が十分でない高齢者や障がい者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	23,015	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):中核機関による権利擁護支援の実施、市民後見人養成研修の実施】 ・令和5年10月に開設した「宇都宮市成年後見支援センター(中核機関)」において、専門職(弁護士・司法書士)による支援者向け相談会の開催や一次相談機関等が成年後見制度の利用に関する判断を適切かつ円滑に行えるよう、法律・福祉等の専門職と連携して個別ケースの検討を行う「ケース検討定例会議」を開催し、市民の権利擁護に関する支援を行った。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり、法律・福祉、医療、金融等の関係機関との連携強化を図るため、「成年後見制度利用促進協議会」を開催し、地域連携ネットワークの構築に取り組んだ。 ・市民後見人養成研修(実践研修)、現場実習を実施し、研修修了者に対して、市民後見活動の意向を確認した上で、市民後見人候補者名簿の登録基準を満たす者17名を当該名簿に登録を行った。 ・名簿登録者に対して、必要な知識・技術を維持し、市民後見人として実際に活動できるよう、継続的に支援する必要がある。 【②今後の取組方針:中核機関による権利擁護支援の継続実施、市民後見人候補者への支援の実施】 ・中核機関において、専門職(弁護士・司法書士)による支援者向け相談会の開催や一次相談機関等が成年後見制度の利用に関する判断を適切かつ円滑に行えるよう、引き続き、法律・福祉等の専門職と連携して個別ケースの検討を行う「ケース検討定例会議」を開催し、市民の権利擁護に関する支援を行っていく。 ・市民後見人の受任に向けて、フォローアップ研修を行うなど、名簿登録者の活躍の場・機会を確保する。
4	地域包括支援センター運営事業		高齢者の相談支援の充実	65歳以上の高齢者とその家族	・各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・地域のネットワーク構築に向け、地域課題の把握や解決を目的とした地域ケア会議の開催	計画どおり	660,947	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):地域包括支援センターの運営体制の強化】 ・高齢者の困難事例への早期対応支援や地域包括支援センター間の総合調整など、地域包括支援センターへの後方支援を実施し、センター間で情報共有、共通認識ができるよう、国の示す地域包括支援センター業務の事業評価や、好事例検討などについて担当者会議を活用し、共通理解を図った。また、センターが担う支援サービスがより充実し、効果的に提供されるよう、タブレット端末を各センターに配備し、市民サービスの向上、センター職員の業務効率化・負担軽減を図った。 ・保健と福祉のまるごと相談「エールU」において、複雑化・複合化した課題に対して、他分野にまたがる支援機関のネットワークを活用し円滑に対応できるよう、研修、担当者会議・センター長会議で現状報告やセンターからの意見の吸い上げを実施し、センター職員の対応力の向上を図った。 ・保健と福祉のまるごと相談窓口としての相談機能の充実を図るため、リモート相談への対応、スマート窓口での福祉サービス等の申請支援するとともに、センター職員の業務負担軽減のためにデジタル技術を活用したセンターの機能強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針:地域包括支援センターの運営体制の強化】 ・保健と福祉のまるごと相談窓口として、引き続き、他分野の支援機関ネットワークを活用し円滑に対応できるよう、事例研修や職種別研修等を実施し、センター職員の対応力の向上を図る。 ・地域包括支援センターが担う支援サービスがより効果的に提供されるよう、タブレット端末を活用した担当者会議を開催し、好事例や電子申請共通システム等の活用などを共有するなどし、市民サービスの向上、センターの業務効率化を図る。
5	高齢者外出支援事業	好循環P SDGs	高齢者の外出支援の充実	年度内に70歳以上になる高齢者	年度につき1回、自己負担なしで、バスや地域内交通の乗車に使用できる10,000円分のポイントをICカードに付与、または10,000円相当分の地域内交通等の乗車券を交付	計画どおり	171,476	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):事業の拡充と交通系ICカードを活用した事業の実施】 ・年度当初の窓口混雑の緩和を図るため、関係課協議を実施し、受付時期の変更を実施するとともに、経過措置として、残存ポイントの期限延長を行い、受付期間の分散化と市民の利便性の向上を図った。 ・今後の福祉ポイントのタクシーへの利用拡大に向け、高齢者でも利用可能な新たな決済手段等を調査・検討する必要がある。 【②今後の取組方針:交通系ICカードを活用した事業の実施と検証】 ・公共交通の充実と合わせ、交通系ICカードを活用した外出支援事業のPRIに努め、高齢者の更なる外出の促進につなげるため、福祉ポイントのタクシーへの利用拡大に向けた決済手段等の検討を進めるとともに、利用者のニーズ把握に努めていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
・認知症の人やその家族にやさしい地域づくり 認知症の人の数は今後も増加が見込まれることから、誰もが認知症になることを前提に、市民一人ひとりの認知症に対する理解を深め、地域における支え合いや権利擁護、医療・介護等の切れ目ないケア体制の充実など、認知症の人やその家族を手助けできる地域づくりに取り組む必要がある。 ・相談支援、医療・介護サービスの提供体制の強化 2040年を見据え、高齢単身者世帯の増加や在宅での医療・介護へのニーズの増加、8050問題など、高齢者を取り巻く環境が複合化・複雑化する中、地域共生社会の構築に向けた地域での支え合い体制の強化が求められており、地域包括支援センターの機能強化や医療・介護の専門職、地域の関係者・団体等の連携を図るとともに、サービス提供を担う介護人材の確保・育成に取り組む必要がある。	・認知症の人やその家族にやさしい地域づくり 認知症の人やその家族にやさしい地域づくりに取り組むに当たっては、宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会や宇都宮市地域包括ケア推進会議においても意見をいただきながら、市民の理解促進や地域での支え合い、相談支援については、認知症サポーターの養成や認知症パートナーの活動の活性化をはじめ、行方不明となった認知症の人を地域住民が協力して捜索する「行方不明者捜索訓練」の実施など、正しい知識の普及啓発や身近な地域での支え合い、気軽に相談・協力できる体制の充実に取り組む。 また、権利擁護については、成年後見支援センターを中核として、法律・福祉等の専門機関と連携しながら、地域包括支援センター等の1次相談機関への支援や市民後見人候補者へのフォローアップに取り組む。 医療・介護等の切れ目ないケア体制の充実については、医師や社会福祉士などで構成される認知症初期集中支援チームの運営や医療・介護関係者に向けた研修の充実などに取り組む。 ・相談支援、医療・介護サービスの提供体制の強化 保健と福祉の丸ごと相談窓口である地域包括支援センターの機能強化については、引き続き、多機関協働が図れるよう、事例研修や職種別研修などにより、センター職員の対応力の向上を図るとともに、デジタル技術を活用した情報共有の迅速化や業務負担の軽減に取り組む。 医療・介護サービスの提供体制の強化については、多様な支援ニーズへの対応に向けた多職種の連携体制の強化として、医療・介護連携支援センター・ステーションと連携しながら、従事者向け研修に多くの専門職に参画していただき、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、介護人材の確保・育成に向け、県の行う施策と連携・調整しながら、取組の充実・強化を図る。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3	障がいのある人の生活の充実				施策主管課	障がい福祉課	総合計画 記載頁	85
1 施策の位置付け									
政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	5	あらゆる市民が安心して支え合いながら、自立して生活できる社会の実現		関連する SDGs目標	3 すべての人に 健康と福祉を  8 働きがいも 経済成長も  10 人や国の不平等を なくそう 	
政策目標	市民一人ひとりが他者を理解し、やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら、地域の絆やつながりを感じることができる社会が構築されています。 支援を必要とする高齢者や障がい者などの人々が適切な支援を受けられる仕組みが整っており、誰もが生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して生活する環境が整っています。								

2 施策の取組状況

施策の方向性	障がい者の社会的な自立を促進するため、就労支援の充実や社会参加の促進を進めるとともに、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活への支援や住まいの場の充実に取り組みます。 障がい者が社会的障壁を感じることはない暮らしを実現するため、障がいへの理解促進・差別解消を進めます。
--------	---

① 施策 指標	指標名(単位)				R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移											
	就労系サービスの利用者数(人)	目標値		1,567	1,657	1,747	1,837	1,927	A		施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)		基準値 (R4)	満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	A		
		基準値 (R3)		1,387	実績値	1,769	1,856															
		目標値 (R9)		1,927	単年度の達成度	112.9%	128.3%															
	グループホームの定員数(人※)	目標値		1,138	1,272	1,388	1,505	1,622	A				R5	7.4%	21.0%	28.4%	8.4%	4.5%	52.2%			
		基準値 (R3)		869	実績値	1,197	1,359															
		目標値 (R9)		1,622	単年度の達成度	105.1%	106.8%															
			目標値																			
	基準値 (R3)			実績値																		
	目標値 (R9)			単年度の達成度																		
成果 指標 <td rowspan="3">福祉施設から一般就労に移行した障がい者(人※)</td> <td colspan="2">目標値</td> <td>109</td> <td>112</td> <td>114</td> <td>117</td> <td>120</td> <td rowspan="3">A</td> <td rowspan="3"></td> <td colspan="10">③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照</td> <td rowspan="3">B</td>	福祉施設から一般就労に移行した障がい者(人※)	目標値		109	112	114	117	120	A		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照										B	
		基準値 (R3)		104	実績値	107	162	【参考指標】			中核市水準比較	指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9	評価の 組合せ			
		目標値 (R9)		120	単年度の達成度	98.1%	135.0%					福祉施設から一般就労への移行者数／福祉施設(日中活動系サービス)の利用者数		中核市平均	2.67	2.8						
							本市実績		4.15	3.68												
							本市順位	9位/62市中	12位/62市中													
	施設入所者の地域生活への移行者数(人) → 数値の()は単年の実績	目標値		131 (4)	134 (3)	138 (4)	141 (3)	144 (3)	B		※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A : 達成度100%以上 [25点]		B : 達成度70%以上100%未満 [20点]		C : 達成度70%未満 [15点]		産出 指標		A	
		基準値 (R3)		125	実績値	130 (3)	132 (2)	A : 基準値より向上(+5pt以上) [25点]					B : 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]		C : 基準値より低下(－5pt以下) [15点]		成果 指標		B			
		目標値 (R9)		144	単年度の達成度	99.2% (75.0%)	99.3% (66.7%)	A : 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]					B : 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C : 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民 満足			A		
			目標値							③ 主要な構成事業の 進捗状況	A : 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B : 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C : 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		構成 事業				B	
	基準値 (R3)			実績値							順調 : A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調 : 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ : C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]							
目標値 (R9)			単年度の達成度																			

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値／目標値) × 100 (%)

★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値／実績値) × 100 (%)

* ① 施策指標のうち、産出指標「グループホームの定員数」、成果指標「福祉施設から一般就労に移行した障がい者数」、「施設入所者の地域生活への移行者数」については、後期基本計画策定後に国の指針が示され、令和6年2月に策定した「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」において目標値等の見直しを図ったことから、それらの目標値等を準用する。

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)											総合評価
施策を取り巻く環境等	・令和6年4月の「改正障害者差別解消法」の施行により民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことを契機として、より一層、企業や市民に対して障がいへの理解促進に取り組む必要がある。 ・「障害者総合支援法」の改正により、令和7年10月から障がい者本人の希望や能力・適性等に合った選択を支援する法定サービス「就労選択支援」が開始されるほか、令和6年4月に続き、令和8年7月にも障がい者の法定雇用率が引き上げられることから、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援を推進する必要がある。 ・本市における障がい者手帳所持者が年々増加し、施設入所者の重度化・高齢化や介護者の高齢化に伴う親なき後の問題が顕在化する中、令和6年2月に「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」を策定したところであり、同計画に基づき、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活や社会生活への支援を着実に推進する必要がある。										90点
施策指標	・就労系サービスの利用者数については、精神障がい者保健福祉手帳所持者などの増加に伴い、自立した生活に向け就労系サービスの利用が増加していることから、目標値を上回った。 ・グループホームの定員数については、グループホームの設置促進に係る補助金の助成により施設整備が行われたほか、民間事業者の参入により、多くの施設が設置され目標値を上回った。 ・福祉施設から一般就労に移行した障がい者数については、令和6年4月に法定雇用率が引き上げられたことにより、企業等の障がい者雇用が促進されたことに加え、就職ガイダンス、就労体験、サービス事業所見学会、企業向けセミナー等を開催し、障がい者の就労支援や企業等の障がい者雇用への意欲向上を図ったことにより、目標値を上回った。 ・施設入所者数の地域生活への移行者数については、施設に入所している障がい者が重度化・高齢化していることにより、地域に移行できる障がい者が少なかったことから、目標値を下回った。				市民満足度	・市民満足度については、保健と福祉の相談窓口「エールU」の設置や自家用車の燃料費助成などの事業を開始した令和5年度をやや下回ったものの、令和6年度から新たに障がい者スポーツ体験会の開催、障がい者当事者を講師とした小学校における出前教室の実施などに取り組んだことから基準値より高くなっている。 ・「わからない」と回答している割合は50.1%と高い。年代を比較すると、特に20代の割合が68.4%で最も高く、年代が上がるにつれ、少しずつ割合が低くなっている。これらは、結婚や職場環境の広がりなどにより、障がい者と接する機会が増えることで障がい福祉の取組に触れる機会ができることが要因のひとつと考えられる。					順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	障がい者就職支援事業	戦略事業	障がい者に対する就職につながる機会の創出	一般就労を目指す障がい者	「企業向けセミナー」「障がい者就職ガイダンス」、「障がい者就労体験」、「障がい者サービス事業所見学会」の実施	計画どおり	81	H27		【①昨年度の評価(成果や課題)：ハローワーク等と連携した事業の実施】 ・障がい者就職ガイダンスや令和6年度から新たに開催した「企業向けセミナー」等の就職支援事業を実施したことにより、障がい者の就職につながる機会の創出が図られた。 ・障がい者が適正に能力を発揮できるよう、参加企業等の業種や職種の拡大を図り、障がい者雇用を促進する必要がある。 【②今後の取組方針：さらなる障がい者雇用の促進】 ・引き続き障がい者の就職につながる機会を創出するために、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所や関係機関と就労支援策に係る意見交換を行いながら、ハローワーク等と緊密に連携し事業を実施していく。 ・令和6年度より開始した、障がい者の就労に協力的な企業を認定・周知する「宇都宮市障がい者サポート企業制度」と既存の就職支援事業を一体的に取り組むことで、さらなる障がい者雇用の促進につなげていく。
2	工賃向上等支援事業	好循環P戦略事業	障がい者の就労及び工賃水準の向上	・障がい者 ・障がい福祉サービス事業所 ・団体等	わく・わくショップUの運営、施設等製品の販路拡大、企業等からの下請け業務の開拓及び事業所とのマッチングなど	計画どおり	9,935	H21		【①昨年度の評価(成果や課題)：施設製品の販路拡大、工賃水準の向上】 ・「わく・わくショップU」における魅力ある製品について、大型商業施設におけるマルシェ等で販売会を実施した。 ・営業活動による出張販売先の増加など、工賃向上等のための支援を積極的に実施したことにより、「わく・わくショップU」などの売り上げが回復するなどの効果が得られた。 ※市内就労継続支援B型事業所の平均工賃月額（R2: 16,703円, R3: 17,479円, R4: 17,895円, R5: 21,117円） ・「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」については、一般企業から作業所に対する役務の開拓等を実施したほか、マッチング機能を活かし、一般企業からの大量受注役務に対し、複数の事業所で対応するなどの共同受注の調整を図り、案件獲得につなげることができた。 【②今後の取組方針：各種事業の継続実施と新たな販路拡大】 ・障がい者の就労及び工賃水準の向上につなげるために、引き続き、「わく・わくショップU」の運営や事業所連絡会議の開催、「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」の実施により、販売会の拡充や共同受注の獲得を行う。 ・各種イベント等の機会を捉え、新たな販路の拡大に取り組んでいく。
3	障がい者合理的配慮促進事業	戦略事業	障がいや障がい者への理解促進及び差別の解消	・市民 ・民間事業者 ・小学生 ・障がい者	障がいへの理解促進や差別の解消に係る取組の推進	計画どおり	【小学校への出前教室】 962 【障がい者差別解消支援地域協議会】 114	H27		【①昨年度の評価(成果や課題)：障がいへの理解促進】 ・広報紙の特集や啓発動画の放映、出前講座、障がい者週間での街頭啓発等により、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組むとともに、障がい者が参加するイベントなど様々な機会を捉えて、差別解消窓口の周知を行った。 ・これまで小学校において実施してきた指導犬ふれあい教室に加え、障がい者当事者を講師とした講話や障がい者スポーツの体験教室を開催することにより、幼少期からの障がいへ理解促進が図られた。 ・令和6年4月に事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを契機として、リーフレット配布などにより事業者への周知啓発を行ったが、事業者による認知が十分にされていない現状があることから、引き続き、事業者への周知啓発を強化する必要がある。 【②今後の取組方針：障がいへの理解促進の強化】 ・障がい者が地域で安心して暮らせるよう、引き続き、出前講座等に取り組むほか、障がいへの関心が低い若年層を対象にSNSを活用した周知啓発に取り組むとともに、事業者へ合理的配慮の説明会を開催し、より一層、理解促進を図っていく。
4	障がい者生活支援事業	好循環P	在宅障がい者の自立及び社会参加の促進	地域において生活支援を必要とする在宅障がい者及びその家族	福祉サービス等に関する相談機能を有する障がい者生活支援センターの運営	計画どおり	59,500	H18		【①昨年度の評価(成果や課題)：相談支援の実施及び相談支援体制の充実】 ・基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び相談支援事業所の役割などの理解促進を図るブロック別研修を実施したことにより、相談支援機関同士の連携強化が図られた。今後も更なる理解促進や連携強化など、相談支援体制の充実を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針：相談支援の充実・強化と多機関連携】 ・障がい者やその家族にとって相談しやすい環境づくりに向け、多機関協働による支援を実施していくとともに、引き続き、相談支援機関への研修を通じ、人材育成を行いながら、相談支援機能の充実・強化を図っていく。
5	地域生活支援体制	戦略事業	障がい者の親なき後や親元から離れて生活することを見据えた支援の促進	居住支援を必要とする障がい者及びその家族	緊急時相談支援事業、緊急一時保護事業、体験的宿泊支援事業の実施、地域生活支援部会の開催	計画どおり	3,460	R3		【①昨年度の評価(成果や課題)：地域生活支援体制の充実】 ・体験的宿泊支援事業について、「福祉サービスを利用していない障がい者」から「宿泊を伴う福祉サービスを利用していない障がい者」に対象者を拡充するとともに、これまでの「1泊2日」に「日帰り」の体験を加え、事業の充実を図ったことから、利用者は令和5年度の2人から11人に増加した。 ・サービスを利用していない在宅の障がい者等を対象に、介護者の急病など緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」について、地域包括支援センターなどへ情報提供をすることで、対象者の掘り起こしに努めてきた。 ・近年、介護者等の高齢化に伴う親なき後の備えが課題となっていることから、介護者が健在なうちに将来に向けた準備に着手してもらう必要がある。 ・親なき後の相続や財産管理について不安の声が挙がっており、的確に対応する必要がある。 【②今後の取組方針：地域生活支援体制の充実】 ・親など介護者を対象にした講演会を開催し、親なき後への備えについて意識啓発を図っていく。 ・親なき後の相続や財産管理などの相談に的確に対応するため、弁護士や司法書士などと連携した個別相談会を開催し、相談窓口の充実を図る。 ・引き続き、緊急時相談支援事業や緊急一時保護事業、体験的宿泊支援事業を実施していく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性（課題への対応）
・就労支援の充実 障がい者の一般就労への移行を図り、障がい者が個人の能力や障がいの特性に応じた就労ができるよう、より多くの業種や職種を対象にした事業を実施する必要がある。また、企業の障がい者雇用への意欲向上を図り、障がい者の就労機会の創出に取り組む必要がある。 一般就労が困難な障がい者の工賃水準の向上を図るため、より効果的な生産・販売活動ができるよう、引き続き、施設製品の販路拡大や事業所の経営改善への支援に取り組む必要がある。	・就労支援の促進 障がい者の就職につながる機会の創出に向け、引き続き、自立支援協議会就労支援部会において、就労支援事業所等と意見交換を行うとともに、ハローワークや商工会議所等と緊密に連携を図りながら、障がい者就職ガイダンスにおいて、より多くの業種の参加企業を増やすよう取り組んでいく。 また、令和8年7月の法定雇用率の引き上げを見据え、障がい者の一般就労拡大の契機となるよう、障がい者の就労に協力的な企業を認定・周知し、更なる協力を促進するとともに、中小企業等の就職支援事業への参加を促進していく。 一般就労が困難な障がい者に対しては、わく・わくショップUの運営や事業所連絡会議の開催、事業所における役務の受注を促進する「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」を実施し、販路拡大、共同受注の獲得及び販売会の拡充を行うなど、新たなニーズや方策を取り入れた支援を行っていく。
・障がいへの理解促進及び差別解消 「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことを契機と捉え、障がい者が社会的な障壁を感じることなく地域で暮らせるよう、より一層、市民の障がいへの理解促進に取り組むとともに、事業者の合理的配慮の提供への理解促進に取り組む必要がある。	・障がいへの理解促進及び差別解消 障がいに関心の低い若年層の理解を促進するため、引き続き、小学校において盲導犬ふれあい教室や障がい者当事者による講話、障がい者スポーツ体験会の開催に取り組むとともに、若年層が多く利用するSNS等を活用した啓発動画の放映により、障がいへの理解促進を図る。 また、商工会議所などの協力を得ながら、スーパーマーケットや飲食店など障がい者が日常的に利用する店舗等に対して、合理的配慮の提供について説明会を開催するなど、様々な機会を捉えた周知啓発に取り組んでいく。
・地域生活支援の充実 近年課題となっている介護者の高齢化に伴う親なき後の備えについて、各家庭において、親が健在なうちに障がい者の将来に向けた準備に着手してもらうため、介護者の意識啓発を図るとともに、不安の声が挙がっている親なき後の相続や財産管理などについて、相談に的確に対応していく必要がある。	・地域生活支援の充実 体験的宿泊支援事業の対象者を「18歳以上」から「年度内において18歳以上」に拡大するとともに、ライフステージの変化を迎える特別支援学校高等部3年生の進路相談会において事業の利用を案内し、将来の住まいの場を検討する機会を創出するほか、介護者を対象とした親なき後の備えについて、介護者へのセミナーを開催するなど、親なき後への意識啓発を図る。 また、複雑・複合化した相談に対応できるよう、障がい者生活支援センターの職員を対象に、拠点コーディネーターとしての支援力向上に資するための研修会を実施するとともに、弁護士や司法書士などの専門家と連携し、親なき後に向けた個別相談会を開催していく。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4	共に支え合う地域づくりの推進				施策主管課	保健福祉総務課	総合計画 記載頁	85
1 施策の位置付け									
政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	5	あらゆる市民が安心して支え合いながら、自立して生活できる社会の実現	関連する SDGs目標	       		
政策目標	市民一人ひとりが他者を理解し、やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら、地域の絆やつながりを感じることができる社会が構築されています。 支援を必要とする高齢者や障がい者などの人々が適切な支援を受けられる仕組みが整っており、誰もが生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して生活する環境が整っています。								

2 施策の取組状況

施策の方向性	市民のやさしさや思いやりの心を育むため、多様な交流・体験活動や福祉教育を充実します。 地域住民や地域で活動する団体等による相互理解の促進や地域福祉活動を充実するため、地域社会への参画や交流の場づくりを支援します。
---------------	--

		指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価			指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価	
① 施策指標	産出指標	地域における居場所の設置数(か所)		目標値	359	377	392	407	420	A	② 市民満足度の推移	基準値(R4)		5.8%	20.4%	26.2%	11.0%	3.4%	47.0%	B	
		基準値(R3)		332	実績値	370	383	R5	6.4%			22.0%	28.5%	7.7%	5.0%	53.2%					
		目標値(R9)		420	単年度の達成度	103.1%	101.6%	R6	5.3%			20.7%	26.0%	12.3%	5.3%	50.1%					
					目標値								R7								
		基準値(R3)			実績値								R8								
		目標値(R9)			単年度の達成度								R9								
				目標値																	
	基準値(R3)			実績値																	
	目標値(R9)			単年度の達成度																	
	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照										B										
成果指標	市民満足度	地域における居場所への参加者延べ人数(人)		目標値	70,000	77,000	84,700	93,170	100,000	A	【参考指標】 中核市水準比較 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数／市民1千人	指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9	評価の 組合せ	指標	評価
		基準値(R3)		69,958	実績値	130,283	127,713	中核市平均	0.47			0.47									
		目標値(R9)		100,000	単年度の達成度	186.1%	165.9%	本市実績	0.69			0.67									
								本市順位	16位/54市中	15位/62市中											
					目標値																
		基準値(R3)			実績値																
	目標値(R9)			単年度の達成度																	
	成果指標	ボランティアセンターのボランティア登録数(団体)		目標値	350	353	356	359	362	B	※ 評価の 考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)		A : 達成度100%以上 [25点]		B : 達成度70%以上100%未満 [20点]		C : 達成度70%未満 [15点]		産出指標	A
		基準値(R3)		359	実績値	328	306	② 市民意識調査結果(満足度)				A : 基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B : 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]		C : 基準値より低下(-5pt以下) [15点]		成果指標	B		
		目標値(R9)		362	単年度の達成度	93.7%	86.7%	③ 主要な構成事業の進捗状況				A : 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B : 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C : 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民満足	B		
			目標値																		
基準値(R3)			実績値																		
目標値(R9)			単年度の達成度																		
			目標値																		
基準値(R3)			実績値																		
目標値(R9)			単年度の達成度																		
総合評価											順調 : A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調 : 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ : C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]		構成事業	B			

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 遞増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）… $(\text{実績値} / \text{目標値}) \times 100 (\%)$

★ 遞減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）… $(\text{目標値} / \text{実績値}) \times 100 (\%)$

施策の評価・分析（現状とその要因の分析）				総合評価
施策を取り巻く環境等	・人口減少や少子高齢化の進行、人々のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、地域福祉の担い手不足の深刻化が想定されており、日頃からの声かけ・見守り活動など、地域において互いに支え合う地域共生社会の実現が求められている。 ・国においては、社会福祉法の改正により、包括的相談支援体制の構築・運用に加え、地域づくりや参加支援から構成される重層的支援体制整備事業が推進されている。 ・近年、台風や線状降水帯の発生など、大雨による浸水被害や石川県能登半島地震など、自然災害が頻発しており、高齢化が進行する中で、災害時に避難支援が必要な方を円滑かつ確実に避難させる災害時要援護者支援制度への関心が高まっており、平常時から声かけや見守りなど地域ぐるみで助け合う関係の構築が求められている。			85点
施策指標	・地域における居場所の設置数については、子どもや高齢者など各分野での取組がすすみ、増加傾向にある。 ・地域における居場所の参加延べ人数については、コロナ後の活動再開や新規立ち上げなどにより、目標値を多く上回っている。 ・ボランティアセンターのボランティア登録団体数については、高齢化や会員数減を理由に解散した団体もあり、前年度実績を下回っているものの、一定数は確保している。	市民満足度	・共生のころろをはぐくむプロモーション動画の放映など、様々な媒体を活用しながら普及に取り組むとともに、民生委員活動や災害時要援護者支援事業の充実に取り組んだ結果、共に支え合う地域づくりに関する市民の理解が進んできており、4人に1人は満足、やや満足と回答しており、基準年と同水準で推移している。 ・年代を問わず約半数が「わからない」と回答しており、特に10代から40代では60%以上となっている。職業では、パート従業員や管理職でやや満足・満足が30%と高く、自営業・サービス業は不満・やや不満が29%となっており、職業による地域づくりへの関わり方や満足度に差がみられる。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	参加支援事業	SDGs 好循環P 戦略事業	地域における支え合い活動の実施	市民	・参加支援事業の実施	計画どおり	2,051	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):参加支援事業を開始】 ・参加支援事業については、6月に「共生の居場所ライトリンク補助金」を令和7年度までのモデル事業として創設し、社会との関係が希薄化している、又は希薄化する恐れのある人を含め、世代や分野を問わず誰もが集える居場所づくりへの支援や、8月から社会復帰や社会参加の促進に支援が必要な方に対して精神保健福祉士などが支援する「参加支援コーディネート事業」を開始するなど、事業の充実を図った。 ・今後、モデル事業の本格実施に向けて効果検証などを実施する必要があるとともに、参加支援コーディネーターと要支援者とのマッチングが円滑に図られるよう、運用面の対応が求められている。 【②今後の取組方針:参加支援事業の継続実施】 ・「共生の居場所ライトリンク補助金事業」については、居場所の運営者・利用者へのヒアリング等を行い、本格実施に向け、制度の見直しや追加の検討を行う。 ・「参加支援コーディネート事業」については、多機関協働事業での積極的な活用に向け、具体的な導入提案を行うとともに、参加支援コーディネーターと要支援者との適切なマッチングが図られるよう、事前の調整等を丁寧を実施する。
2	地域づくり事業	SDGs 好循環P 戦略事業	地域における支え合い活動の充実	市民	・地域づくりとして、第2層協議体、共生型協議体の設立、運営支援	計画どおり	6,967	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):第2層協議体2地区、共生型協議体7地区を設置】 ・第2層協議体や共生型協議体の設立については、地域団体等に対して個別説明などを行い、設立意向の確認や取組の理解促進を図ったことにより、第2層協議体が2地区(合計38地区)、共生型協議体が7地区、それぞれ設置された。運営支援については、市職員が各協議体の話し合いの場に同席し情報提供や検討への助言等を実施したほか、各地区の取組の進め方を取材し取りまとめた「地域の支え合い活動促進のためのガイドライン」を配付するなどの支援を行った。また、支え合い活動の推進として、官民連携組織である「宇都宮市支え合い協議会」の活動を通じて、地域や企業団体による支え合い活動の案内や参加を促すリーフレットを作成し、配布を開始した。 ・未設置地区に対しては、設置の必要性や取組についての理解を得ながら、各協議体の設置を促す必要がある。 【②今後の取組方針:各協議体の設置促進・運営支援の継続実施】 ・第2層協議体の設立については、引き続き、地域包括支援センターや地域行政機関等と連携しながら未設置地区である戸祭地区に対し、先進事例の紹介など、地域の実情に応じた説明を行っていく。共生型協議体の設立については、地区の意向を尊重しつつ、第2層協議体とともに活動することで地域の福祉的課題の解決に幅広く対応できることや、先進地区の取組状況などを丁寧に説明していく。
3	民生委員活動等に対する支援		民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動の推進	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会の事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	73,967	S29		【①昨年度の評価(成果や課題):知識や技術の習得及び地域福祉活動の推進】 ・全体研修会の実施を通して、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り、地域福祉活動の推進に取り組むことができた。 ・委員の高齢化や新たな担い手の不足により、欠員が生じているため、担い手確保の取組として、「市民民生委員児童委員協議会」との連携により、仕事や子育てを両立しながら活動する民生委員にクローズアップした新たなリーフレットを作成し、働く世代や子育て世代などに対する民生委員活動の理解促進に取り組むことができた。 【②今後の取組方針:活動支援の継続実施】 ・民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、地域福祉活動の推進のために、引き続き、民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。 ・欠員が生じている地区において、各地区の実情に応じ、地区民児協等と連携しながら制度周知を実施する。
4	災害時要援護者支援事業		要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行う地域における支援体制の整備	自力で避難することが困難で避難支援を希望する方(要援護者)	・制度の理解促進及び災害時要援護者台帳の更新 ・未設置地区における地区支援班の設置 ・災害時要援護者台帳の整備	計画どおり	829	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):制度の理解促進】 ・説明会の実施や台帳更新に取り組み、各地域における制度理解や台帳の安定的な運用を促進した。 ・より地域との連携を深め、全地区への支援班の設置や円滑な台帳整備、防災訓練での要援護者の参加などを通して、支援体制の実効性を高める必要がある。 【②今後の取組方針:要援護者に対する支援体制の整備】 ・災害時要援護者支援制度の手引きや補償制度等を活用しながら、地区の状況に応じて制度の理解促進を図り、制度への参入を促進する。 ・近隣の事業者や社会福祉事業者、福祉協力員等に対し、本制度未登録者への制度周知・登録促進や、災害発生時において要援護者の避難誘導等を行う「避難支援者」への協力を働きかけるとともに、地域内の要援護者の把握や避難支援者の選任などを行う地区支援班に「避難場所」の情報提供を行う。 ・RFI(情報提供依頼書)により、災害時における避難の実効性向上に資するICTを活用した安否確認ツールの構築を検討する。
5	こころのユニバーサルデザイン推進事業		市民の福祉意識の高揚	市民	・福祉のまちづくりポスターコンクール開催 ・啓発用ポスター、カレンダー、チラシ、ハンドブック等の作成配布	計画どおり	458	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):様々な周知啓発活動の実施】 ・市内の小中学生を対象としたポスターコンクールの実施などを通じて、幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。 【②今後の取組方針:おもしろい行動に関する啓発】 ・これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成や市民の福祉意識の高揚を図るため、引き続きポスターコンクールの実施や市内小中学校へのポスターやカレンダーの配布等に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
・支え合いによる地域づくりの推進 ・地域共生社会の実現に向け、地区連合自治会圏域全39地区への第2層協議体及び共生型協議体の設置を目指して、引き続き、地域の理解促進に取り組むとともに、地区の状況を踏まえながら、地域活動の具体化に向けた支援に取り組む必要がある。 ・また、高齢分野だけではなく、世代や分野を問わない地域の支え合い活動の重要性の理解促進などに取り組む必要がある。 ・ 制度の狭間の問題を抱える個人や世帯の支援の充実を図るため、子どもや障がい者、高齢者などの世代や分野を問わない居場所づくりに取り組む必要がある。 ・高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、地域活動に参加する担い手が不足しており、民生委員の欠員が生じていることから、担い手確保に向けた支援などに取り組む必要がある。	・支え合いによる地域づくりの推進 ・引き続き、地域包括支援センターや地域行政機関等と連携し、未設置地区での勉強会開催など、その地域の実情に応じた支援に取り組むほか、設置済の各地区に対して、保健や福祉などに関する行政情報の提供や、先進地区の事例など、地域の実情に応じた説明を行うなど支援を継続していく。 ・また、世代や分野を問わない福祉課題の解決に向けて取組を行う意向がある地区に対して、こうした取組の検討の場となる「共生型協議体の設置」への支援などに取り組んでいく。 ・ 世代や分野を問わず誰もが集える居場所づくりを支援する「共生の居場所ライトリンク補助金」の本格実施に向け、制度の見直しや追加検討を行う。 ・ 地域におけるつながり・支え合いの一層の推進を図るため、民生委員児童委員の確保策の検討と活動に係る支援の充実を図るとともに、ボランティア活動や地域の居場所等の各種地域活動への参加促進及び活動継続のための取組の強化を図っていく。 ・災害時における支え合いの促進 災害時要援護者支援制度による個別避難計画の作成を推進することにより、災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導を行えるよう、ICTを活用した安否確認ツールの構築を検討するとともに地域の防災訓練や説明会を通じた制度の理解促進や要援護者台帳の整備に取り組んでいく。
・心のバリアフリーの推進 高齢者、障がい者、妊産婦や外国人など、誰もが安心して日常生活や社会生活を営むためには、様々な心身の特性や考え方を持つ人がいることを理解し、互いに尊重し、支え合う「心のバリアフリー」をさらに推進する必要がある。	・心のバリアフリーの推進 若年層からやさしさや思いやりの気持ちを持ち、手助けや声かけが自然にできる福祉意識の高揚を図れるよう、各種コンクールやイベントなど、こころのユニバーサル推進事業の取組の強化や福祉共育の利用者の拡大に取り組んでいく。